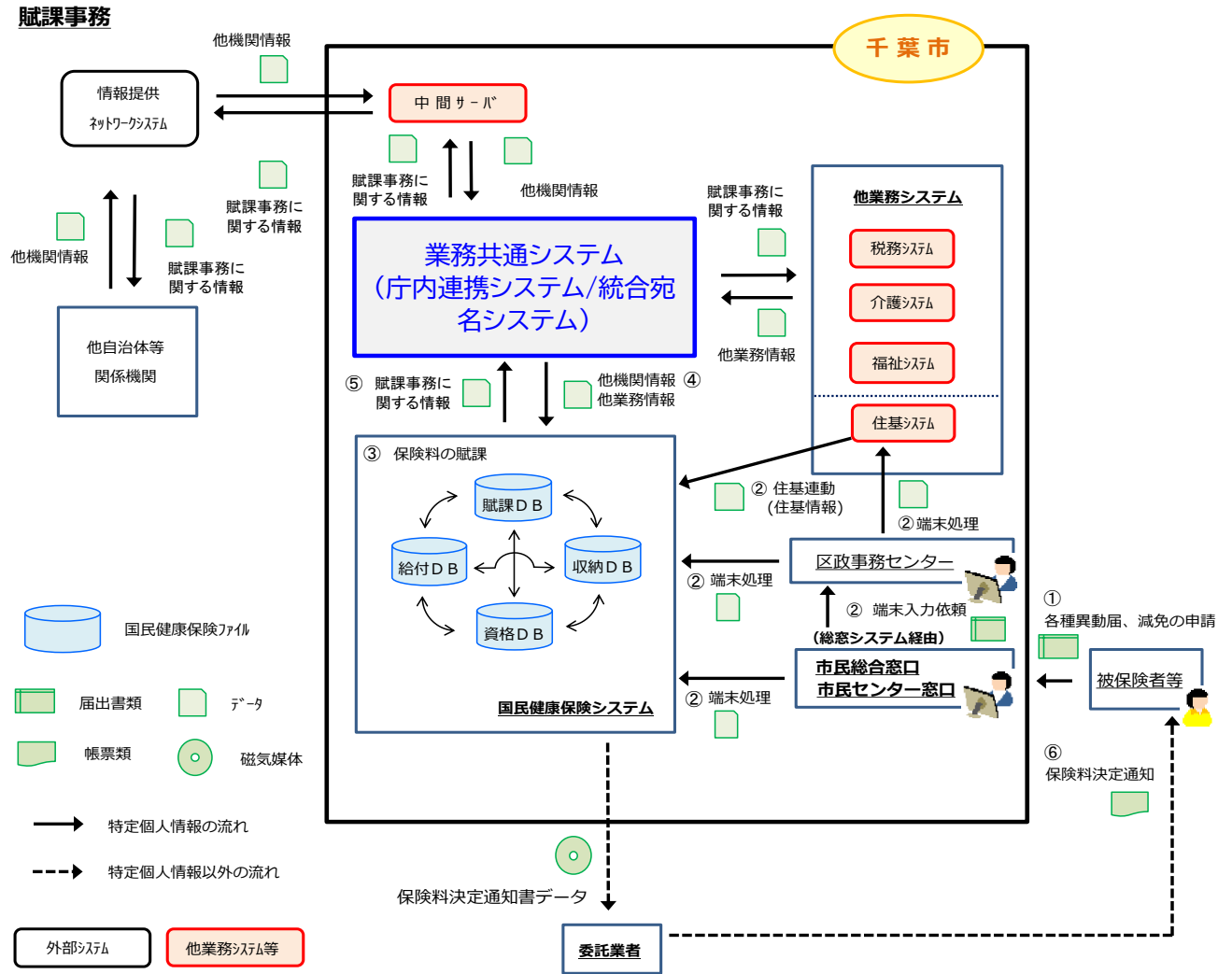


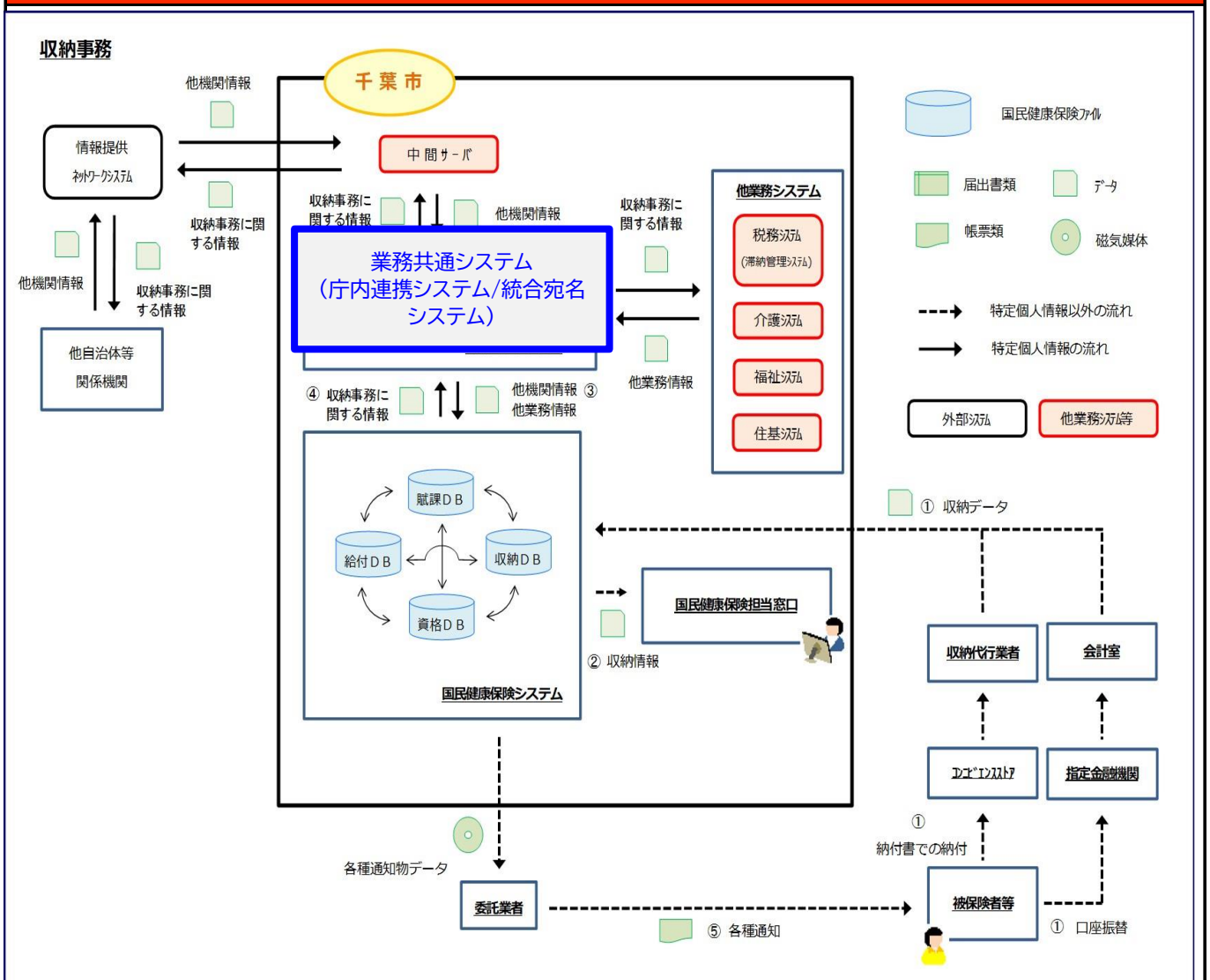
(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①世帯主からの届出(国民健康保険への加入・脱退・被保険者情報の変更、減免の申請等)
- ②届出の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③国民健康保険料の賦課
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ⑤情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑥保険料決定通知書の作成、通知

(別添1) 事務の内容

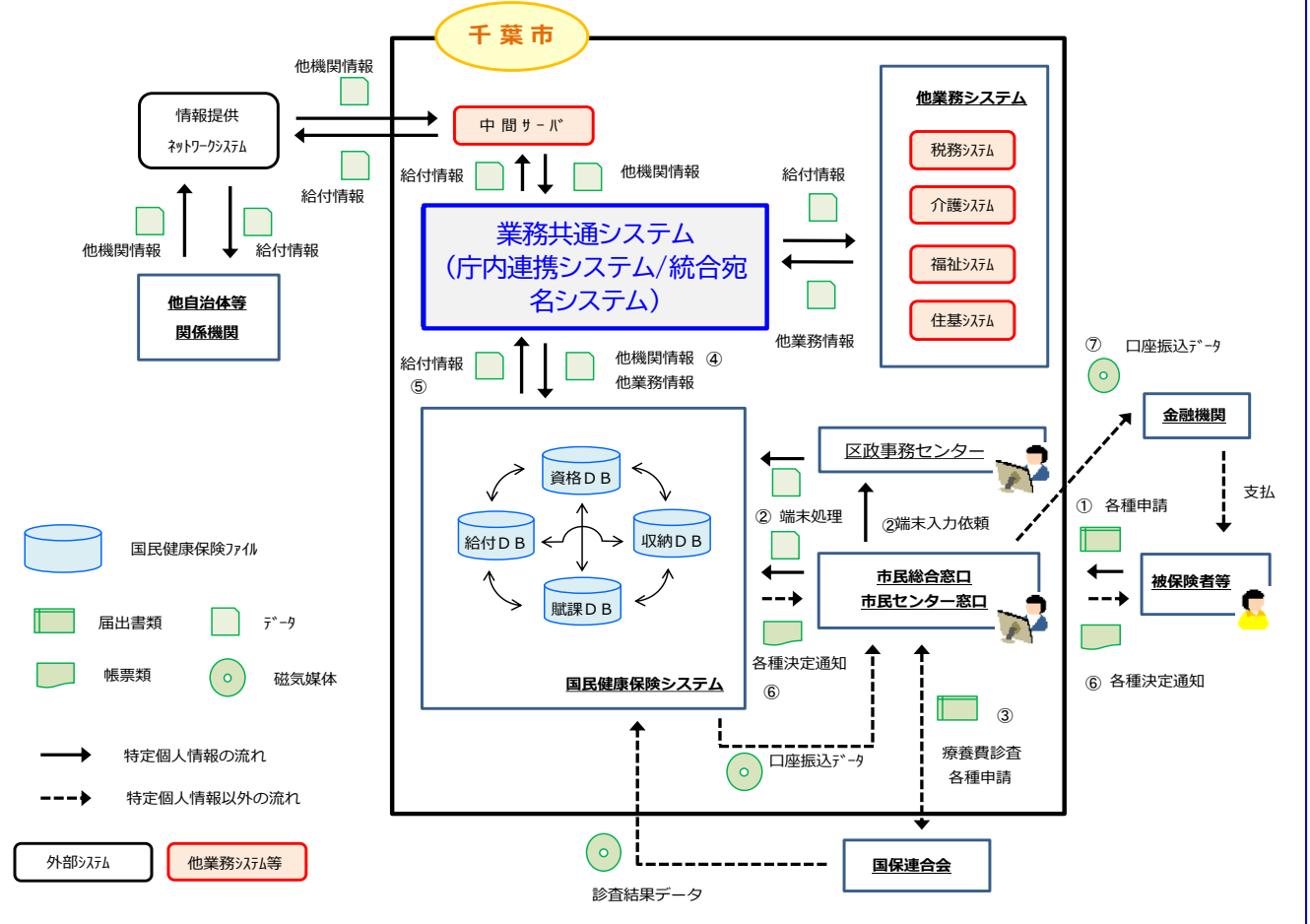


(備考)

- ①被保険者の納付
- ②保険料の収納情報の管理
- ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)を使用した情報照会事務
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)を使用した情報提供事務
- ⑤各種通知の作成、通知(督促状、確定延滞金納付書、還付・充当通知、納入済通知書)

(別添1) 事務の内容

給付事務（医療費申請等）

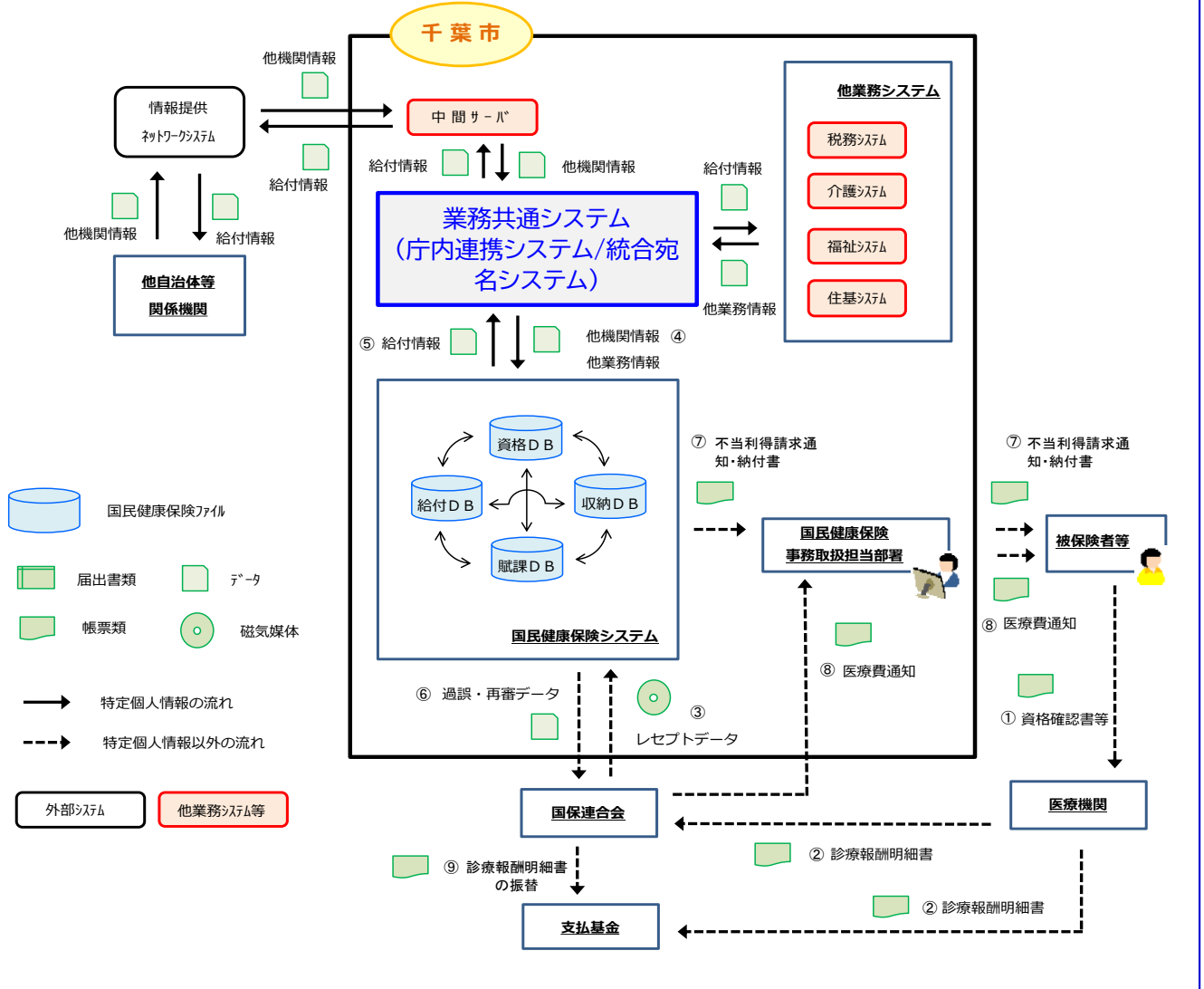


(備考)

- ①世帯主からの申請（療養費等）
- ②申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③申請の内容を審査
- ④情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務
- ⑤情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務
- ⑥各種通知の作成、通知（療養費支給決定通知書等）
- ⑦世帯主への振込

(別添1) 事務の内容

給付事務 (レセプト管理)

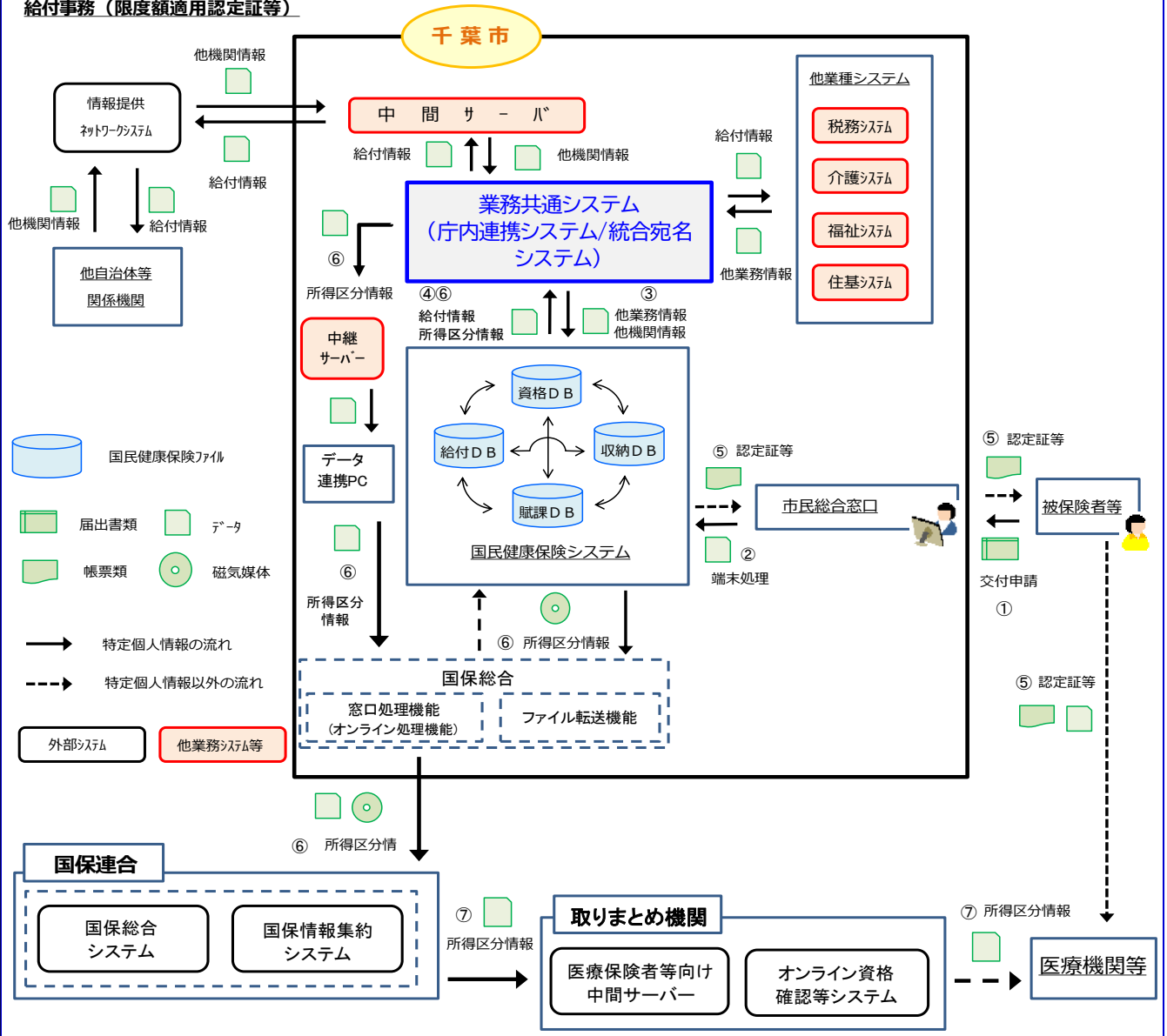


(備考)

- ①被保険者の受診
- ②診療報酬明細書の提出、審査
- ③被保険者のレセプトデータを国民健康保険システムへ登録
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)を使用した情報照会事務
- ⑤情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)を使用した情報提供事務
- ⑥過誤調整・再審査請求の登録、申出
- ⑦不当利得請求通知の作成、通知
- ⑧医療費通知の作成、通知
- ⑨オンライン資格等確認システムでの医療保険資格確認による診療報酬明細書の振替

(別添1) 事務の内容

給付事務（限度額適用認定証等）

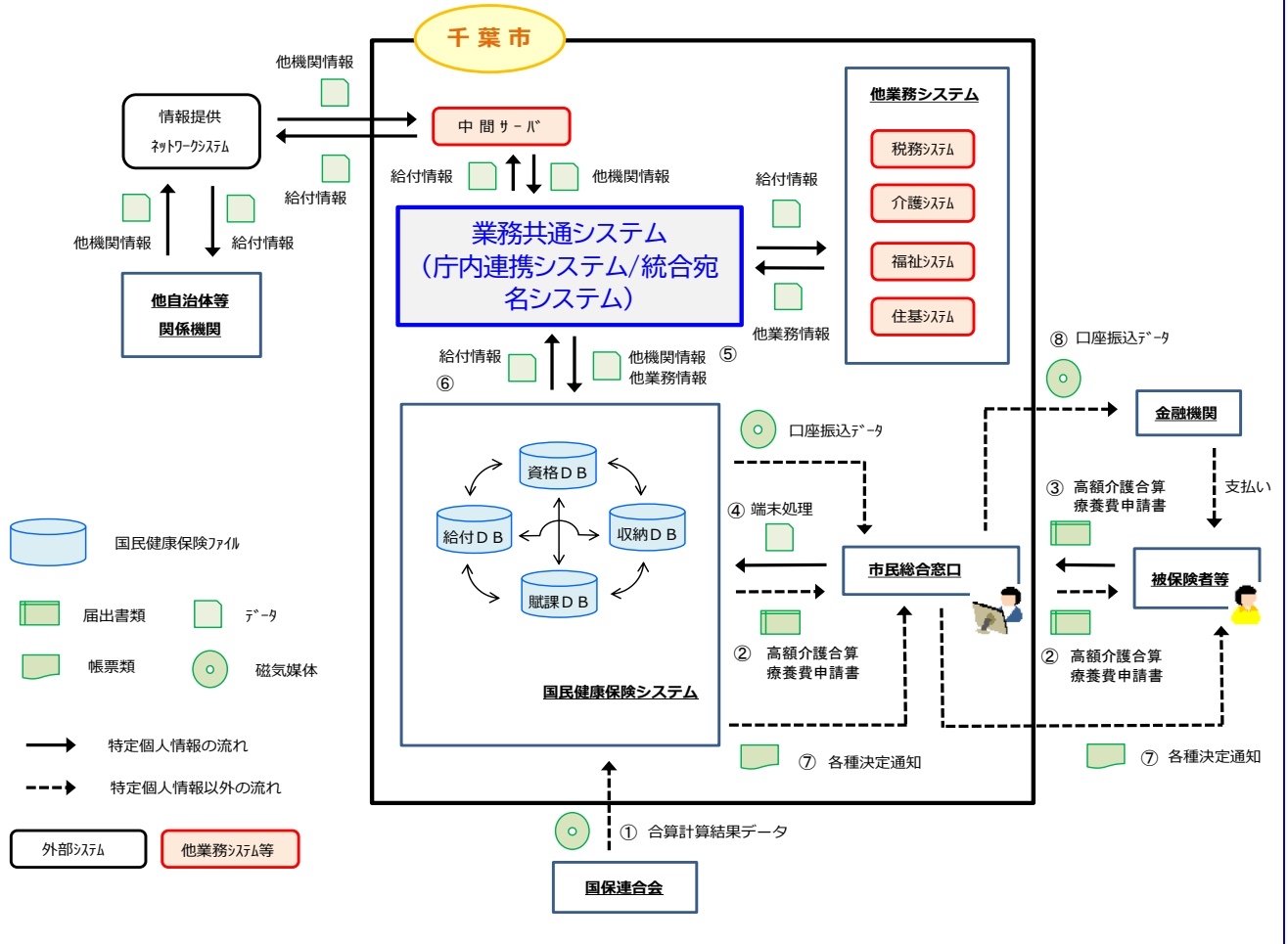


(備考)

- ①世帯主からの申請（限度額適用認定証等）
- ②申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務
- ④情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務
- ⑤認定証等の作成、交付
- ⑥国保総合PCを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携
- ⑦国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携

(別添1) 事務の内容

給付事務（高額介護合算療養費）



(備考)

- ①被保険者の合算計算結果データを国民健康保険システムへ登録
- ②高額介護合算療養費申請書の作成、送付
- ③世帯主からの申請(高額介護合算療養費)
- ④申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ⑤情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ⑥情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑦各種通知の作成、通知(高額介護合算療養費支給決定通知等)
- ⑧世帯主への振込

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

一_減額合計額	支一_年間被保割	介護賦課額	特徴月
算定前_公3_食事基準額	支一_世帯割1/2軽減月数	交付要求・参加差押前時効完成日	催告滞納理由コード
公4_給付割合	資格エラー確認区分	算定後_保険_高額療養費	保険_請求一部負担金
算定前_公1_決定点数	当初保険者番号	算定_公3_食事基準額	給与収入
国保喪失日(旧被保取得日)	算定後_公2_長期高額療養費	還付No.	料額修正年月日
一般_減額合計額	退職_年間賦課基準	老人慢性生活指導管理料査定(医科)	公3_食事増減基準額
公4_食事増減標準負担額	最新市町村番号	接続本人家族入外	一般_世帯割
算定_公3_患者負担額(他公費負担分)	審査年月	公3_生活環境単価	支退_賦課額
支退_増減額	世帯主宛名番号(照合時点)	算定差_保険_高額療養費	送達記録帳票種別コード
滞線延滞金額	支一_賦課額	算定差_公1_患者負担額	線上徴収終了理由コード
特殊入力区分	送付依頼状況	複数申出総数	居所不明調査コード
特徴対象コード更新年月日	支退_年間限度超過月数	算定前_公3_高額療養費	保険料(退職)
分納誓約終了理由コード	老人保健_医療保険種別	作成年月日-西暦年	賦課対象年度
世帯割軽減区分	算定_公4_費用額	年度途中75歳到達有無	算定後_保険_国保優先公費負担額
機械整理番号	累積レセプト処理年月	公5_食事確定回数	算定_公2_患者負担額(他公費負担分)
算定差_公5_食事負担者負担額	還付加算金額_介護	合年間賦課基準	決定通知書管理No.
算定差_公4_患者負担額(他公費負担分)	支給予定額	未特定時集計保険者番号(分離合併)	給付割合(前)
延滞金減免額合計	公2_県内外区分	算定前_保険_食事他法優先公費負担額	公5_生活環境日数
算定差_公5_患者負担額(他公費負担分)	随時調定年度	公1_突合調整点数	異動事由
傷病名	資格チェックエラー項目情報	算定_公5_負担者負担金額	旧受給者番号
公2_食事増減標準負担額	支退_年間保険料	疾病コード	被主区分
在宅指導管理料	収納額	公5_診療実日数	公2_都道府県コード
機械整理番号(受給者)	分納誓約登録窓口コード	公3_食事標準負担額	算定後_公1_高額療養費1%
再診回数	世帯主個人管理番号	明細番号(綴り順)	通知発送日(到達日)
調整欄	確定減額金額	チェックデジット	算定前_公5_高額療養費1%
各種年月日-西暦年	原爆区分	公4_食事請求標準負担額	老人保健_分離区分
処分停止終了理由コード	収納額_介護	(公費負担金額)	老人保健_郡コード
公3_突合調整点数	算定_公1_患者負担額(他公費負担分)	保険者番号(前)	公3_負担者負担金額
支_合年間限度超過月数	公4_食事回数	公2_生活特別単価	納付日変更フラグ
滞線調定額_介護	保険証交付方法	随時調定月	科目コード
通知内容コード	差押処分更新窓口コード	算定差_公1_食事基準額	トータルチェックエラー区分
送付先住所有無	一般_減免額	公2_食事増減基準額	充当延滞金_医療支援
当初調定額	算定前_保険_負担者負担額	転帰請求区分	照合エラー区分
介護区分	窓口処理区分	調定区分	算定差_公4_食事基準額
本人家族入外(前)	公4_決定診療実日数	算定後_公2_患者負担額(他公費負担分)	算定チェックエラー区分

公1_決定診療実日数	退職_増減額	負担者請求取消フラグ	算定_公2_食事基準額
在宅訪問リハビリテーション指導管理料(医科)	合年間限度超過月数	支_合期別保険料	一介護随時賦課額
所得届出日	公2_決定受給者番号	算定後_公4_費用額	算定後_公1_患者負担額
機関_調整診療科	公1_生活環境日数	減免開始日	算定後_保険_食事他法優先公費負担額
接続オンライン請求フラグ	算定前_公3_患者負担額(他公費負担分)	一般調定額(本料)	登録処理区分
算定差_公5_食事基準額	算定後_公5_他公費負担点数	所得内容コード	算定_公5_高額療養費1%
管理番号	滞納理由更新窓口コード	利用企業コード	算定前_公2_食事基準額
市町村コード	未公示日	公4_生活基準単価	公4_請求突合調整点数
一_被保割人数	還付延滞金額_介護	退_所得割	支一_減額合計額
計算終了年月日	算定_公2_食事患者負担額	仮徴収_開始依頼結果コード	支援合計_所得割
本人家族入外	支_合年間被保割	支払区	区コード(照合時点)
(決定公5負担金額)	接続任意診療科	還付額合計_介護	算定_公5_食事負担者負担額
算定差_公4_食事患者負担額	算定_公5_任意給付額	算定後_公3_決定点数	接続性別
退院指導料	一般_被保割人数	保険_分離区分	国保番号管理番号
公2_食事標準負担額	充当先科目区分	線上徴収開始日	年金収入
算定_公3_調整金額	支_合増減額	公4_突合調整一部負担金	被保険者氏名
商品先物取引所得	公5_食事標準負担額	(外来公費負担金額)	府県コード
〇学〇遠区分	終了時点収納額	公1_増減点数	科目区分
算定前_保険_決定点数	算定_公4_他公費負担点数	分納誓約更新窓口コード	退_年間所得割
機関_点数表	突合先医療機関コード	公2_確定受給者番号	公1_政令指定都市区分
公1_食事増減基準額	給与特別控除	口座名義人(漢字)	公5_決定受給者番号
一_年間被保割	公2_生活特別回数	公1_突合調整一部負担金	一_年間所得割
公1_確定点数	管理療養費(訪問看護療養費)	算定前_公5_任意給付額	延滞金還付額合計
算定前_公5_食事基準額	該当異動区分	直近情報_国保喪失事由	減免理由
算定前_公4_食事基準額	公1_負担者番号	公3_政令指定都市区分	公4_生活環境単価
公3_確定点数	性別	算定前_公2_患者負担額	公3_食事確定基準額
算定_公2_費用額	(請求公4負担金額)	算定差_公3_決定点数	期別
一般_年間世帯割	公3_保険区分	当初調定額_医療	算定_公3_長期高額療養費
医療費通知減額表示区分	処方箋料算定有無情報	取得年月日	公5_食事決定標準負担額
作成日	算定前_公2_患者負担額(他公費負担分)	算定後_公1_決定点数	算定_公1_調整金額
エントリー区分	公5_確定診療実日数	機械整理番号(被保)	算定前_公5_負担者負担金額
算定差_保険_長期高額療養費	支退_特徴期別保険料	医療機関名(漢字)	接続(公3負担金額)
天引き年月日	機関_柔整団体県内外区分	最終更新者ID	退_世帯割1/2軽減月数
最新個人番号	保険種別(保険種別②)	該当条項コード	仮徴収_候補者情報フラグ
公1_増減一部負担金	支援_合随時賦課額	算定_保険_決定点数	受給者番号
中止依頼結果コード	個人番号	接続被保険者証番号(半角)	公5_食事増減標準負担額

老年控除	接続返戻区分	繰上徴収登録窓口コード	合世帯割1/2軽減月数
老人保健_医療圏コード	氏名シフトコード	公3_確定受給者番号	他県再審査申出年月
山林所得	退_減免額	算定差_公5_他公費負担点数	氏名
当初市町村番号	公4_突合調整金額	発送処理窓口コード	算定差_公2_任意給付額
算定前_保険_費用額	一_所得割	証券配当所得	繰上徴収更新窓口コード
公1_決定一部負担金	公1_負担者負担金額	徴収区分	算定差_公4_食事負担者負担額
利子所得	機関_県内外区分	世帯主個人番号	算定差_保険_食事負担者負担額
老人保健公費5割	算定差_公2_患者負担額	(公3負担金額)	公5_政令指定都市区分
公1_県内外区分	居所不明調査更新日	充当通知番号	仮消込フラグ
減額・免除・猶予区分	決定標準負担額区分コード	保険_医療保険種別	退_減額合計額
返戻区分	算定後_保険_食事国保優先公費負担額	該当年月日	処分停止開始日
算定後レセプト更新フラグ	データ種別	公3_増減点数	徴収方法
保険料額	充当本料額	保険給付割合	処理年月日
歯周疾患継続指導管理料	公3_生活基準単価	点数表	公2_合算区分
公3_生活特別単価	本徴収_年金コード	区コード	確定減額割合
保険_市区町村区分	減額金額	財産種別コード	算定後_公2_高額療養費
公2_突合調整点数	交付要求・参加差押更新窓口コード	公4_食事標準負担額	算定前_公1_他公費負担点数
公1_診療実日数	登録機能ID	処分停止登録日	交付要求・参加差押終了理由コード
特別療養費	被保険者証番号	最新被保険者証記号	接続算定区分
公4_増減一部負担金	一般_軽減判定合計額	確定減額・免除・猶予区分	参考有無区分
未特定時集計市町村番号(地方交付税)	総所得金額	算定前_公5_長期高額療養費	算定後_公3_高額療養費
てんかん指導料	算定後_公1_患者負担額(他公費負担分)	公2_突合調整金額	公1_食事確定回数
算定差_公4_他公費負担点数	合年間世帯割	算定前_公4_高額療養費	退職_年間限度超過月数
発送先氏名	老人保健公費負担割合	算定_公1_任意給付額	収入額更新窓口コード
公2_負担者負担金額	作成端末	分離長期特控後一計	合随時賦課額
作成時間	退職_所得割	保険_食事確定回数	延滞金
老人慢性生活指導管理料査定	公4_食事決定基準額	保険_決定一部負担金	帳票出力先保険者番号
算定前_公3_食事患者負担額	請求媒体	充当延滞金	算定後_公2_費用額
最終更新機能ID	公5_生活基準単価	取得窓口コード	算定差_保険_他法優先公費負担額
所得割_支援	一_賦課額	一般_総所得	保険_委託区分
口座名義人(カナ)	決定減額割合	支_合年間所得割	支一_特徴期別保険料
退職_被保割	データ区分	算定差_公3_高額療養費	公示処理窓口コード
算定_保険_食事国保優先	支_合所得割	公5_生活特別回数	公1_受給者番号
延滞金収納額合計	合減額合計額	医療機関支払取消フラグ	老人保健_政令指定都市区分
公2_食事確定標準負担額	差押処分終了日	還付加算金計算開始日	公3_県内外区分
算定_公3_高額療養費	調定変更禁止日	算定後_保険_食事基準額	繰上徴収前時効完成日
公1_食事確定標準負担額	算定前_保険_長期高額療養費	照会回答区分	公3_突合調整一部負担金

自支給期間	老人保健住所コード	退職_年間保険料	算定後_公5_高額療養費
年金捕捉年月	表示順位番号	退_被保割	合計金額
算定後_保険_患者負担額	公5_決定点数	保険_突合調整点数	旧保険者番号
支退_被保割	算定前_公2_長期高額療養費	公3_負担者番号	D P C区分
算定後_公5_任意給付額	算定_公4_食事負担者負担額	算定後_保険_負担者負担額	算定_保険_食事国保優先公費負担額
本人・扶養区分	請求情報年識別	本徴収_特別徴収義務者コード	対象者名
合軽減額	算定_公2_患者負担額	処理時刻	督促状管理No.
一_被保険者総賦課基準	マル公区分	補綴時診断料	レセプト情報反映ステータス
公3_請求突合調整一部負担金	取得異動区分	歯科補綴関連検査 (PTG)	公2_決定一部負担金
算定_保険_任意給付額	算定前_公1_患者負担額 (他公費負担分)	催告書発送日	公4_確定一部負担金
退随時賦課額	算定差_保険_高額療養費 1%	口座番号	算定_保険_高額療養費 1%
保険_突合調整金額	算定後_公5_長期高額療養費	処分停止更新窓口コード	算定_保険_患者負担額
決定特記事項	保険_医療圏コード	支退_年間世帯割	印紙税区分
高額療養費該当区分	算定前_公5_食事負担者負担額	電話番号	支退_年間被保割
公2_食事決定標準負担額	退_年間限度超過月数	再審査申出種別	保険_食事請求基準額
減額措置サイン	支一_増減額	公4_受給者番号	老人慢性生活指導管理料
算定差_保険_負担者負担額	期別No. (随時月)	検索用被保険者証番号	公3_増減一部負担金
更新区分	最新市町村変更日	公4_政令指定都市区分	算定_公1_食事基準額
延滞金減免登録窓口コード	所得割_介護	算定_保険_負担者負担額	徴収結果コード
仮徴収額変更結果コード	月中該当区分	接続減額割合	印紙フラグ
該当窓口コード	算定前_公3_任意給付額	算定後_公2_患者負担額	減額フラグ
算定_公1_患者負担額	支_合特徴別保険料	還付時効完成日	合特徴別保険料
還付額合計_医療支援	継続療養費区分	公3_決定受給者番号	支給決定年月
保険_食事請求標準負担額	公4_確定診療実日数	通知書印刷済該当区分	支_合減額合計額
交付要求・参加差押通知書送達日	徴収猶予登録日	接続公4_診療実日数	還付本料額
調定年度	接続公4_負担者番号	一_軽減額	出力済サイン
軽減区分	振込先区分	繰上徴収終了日	決定減額・免除・猶予区分
延滞金フラグ	公5_食事確定基準額	返送理由コード	総合譲渡短控除後
算定差_公3_負担者負担金額	接続請求回数	一般_年間所得割	専従者控除額
算定_保険_高額療養費	公1_都道府県コード	公3_給付割合	算定差_公2_負担者負担金額
算定前_公2_食事負担者負担額	算定差_保険_決定点数	交渉相手コード	保険_請求突合調整点数
本徴収_依頼内容フラグ	消し込み日	消費税額	公2_食事請求標準負担額
備考	調定額	理由番号	窓口宛名番号
延滞金減免申請日	雑所得	減免終了日	退_軽減判定合計額
登録窓口コード	特別徴収制度コード	クリティカルエラー区分	再審査システム連携ルート
算定差_公1_任意給付額	発効日	算定後_公3_長期高額療養費	接続公4_一部負担金
接続公2_一部負担金	公1_確定一部負担金	公4_一部負担金	賦課調定額

公3_請求一部負担金	公2_任意給付	経過措置区分	ロジカルエラー確認区分
開始理由(内部)	賦課調定額_介護	寝たきり老人訪問指導管理料	決定減額金額
公5_決定診療実日数	合軽減判定合計額	延滞金減免更新窓口コード	公4_確定負担者番号
任意診療科	算定_公5_高額療養費	算定後_公4_高額療養費1%	請求金額
公5_受給者番号	交付日	算定_保険_長期高額療養費	処理区分
譲渡短期	ケアエラー区分	算定差_公2_決定点数	支_合減免額
譲渡長期	帳票ページ位置	療養費データ区分	算定後_保険_長期高額療養費
帳票イメージ番号	算定前_公4_患者負担額(他公費負担分)	更新年月日	時間指定区分
返納予定登録日	公1_食事増減標準負担額	公4_決定一部負担金	繰上徴収登録日
合被保割	接続受付回	被保険者証記号	作成年月日-月
至支給期間	公3_決定一部負担金	算定後_公4_食事基準額	専従者給与収入
操作端末	支_合軽減額	算定前_公5_他公費負担点数	徴収猶予終了理由コード
公4_患者負担額	算定差_公4_決定点数	算定差_公4_高額療養費1%	算定前_公1_高額療養費
保険_保険区分	公4_保険区分	接続公2_診療実日数	限度額適用認定証区分
支一_期別保険料	給付修正フラグ	登録者ID	束番号_本番
(確定公費負担金額)	初診料有無	接続給付割合	算定_公2_調整金額
普徴・特徴777	老人受給者氏名	介護特徴開始有無	算定_保険_国保優先公費負担額
公3_食事回数	請求書番号	機関_経営主体	難病外来指導管理料
退職_年間被保割	保険者負担額	公2_給付割合	老人保健_都道府県コード
(確定公3負担金額)	検索用被保険者証記号	計算区分	算定差_公3_他公費負担点数
分納誓約登録日	一般_年間限度超過額	充当本料額_介護	退職_軽減額
帳票総枚数	年間所得割_介護	収納機関番号	公3_決定診療実日数
算定後_公4_高額療養費	非活用コード	算定_公4_高額療養費	医療機関_異動年月日
算定_公1_費用額	賦課期日現在有資格区分	退職_総所得	収入額更新日
過誤・再審査データ区分	算定前_公5_食事患者負担額	算定前_公4_決定点数	保険証交付日
公5_生活特別単価	保険_生活環境日数	納付年月日	算定_公4_決定点数
分納誓約理由コード	一随時賦課額	外来時一部負担金	市町村保険者変更
後期移管コード	減免区分	公2_食事回数	精算日
公費5_法別番号	公4_調整負担者番号	分納額(分割納付額)	レコード区分
公5_増減一部負担金	該当届出年月日	接続申し出年月	(公2負担金額)
本名/通称名区分	生年月日-西暦年	保険証番号	還付額合計
公3_食事請求基準額	退_按分率	保険_生活特別回数	算定差_公3_食事負担者負担額
公1_生活基準単価	計算開始年月日	交付要求・参加差押終了日	終了届出年月日
公4_都道府県コード	算定後_公3_患者負担額(他公費負担分)	公3_食事決定回数	処方箋交付医療機関
差押処分前時効完成日	入院年月日	支一_軽減額	接続レセプト種別
退職_年間被保人数	公2_受給者番号	登録データ状況区分	収入額コード
主の宛名番号	三月超	精算納付書発行サイン	返送処理窓口コード

経過詳細	一_減免額	食事区分	公2_請求突合調整点数
終了時点調定額	強制登録区分	保険_確定診療実日数	期別区分
交渉日	算定後_公1_高額療養費	基本療養費I(訪問看護療養費)	電算管理番-枝番
徴収猶予登録窓口コード	公2_確定診療実日数	退_軽減額	算定後_公3_食事基準額
通番管理内訳No.	公4_負担者負担金額	初診回数	算定後_公1_他公費負担点数
得喪訂正年月日	突合先国保連レセプト番号	本徴収_非対象区分	算定前_公2_負担者負担金額
給付エラー確認区分	失効日	退職_世帯割	公5_生活環境単価
算定チェック処理日	審査結果	所得申告区分	標準負担額区分コード
請求内容(カナ)	帳票種別	収納額合計_介護	公1_確定負担者番号
接続公2_受給者番号	一般_増減額	多数該当	特定疾患療養指導料査定
過誤再審査区分	差押処分登録窓口コード	非該当異動区分	退_総所得
接続(公費負担金額)	公5_確定点数	算定差_公1_決定点数	算定_公1_決定点数
接続(公4負担金額)	公5_負担者番号	在宅患者訪問薬剤管理指導料(医科)	催告管理No.
発送先方書	一般_年間保険料	算定前_公1_食事負担者負担額	開始届出年月日
滞納理由更新日	登録日	本料完納日	算定_公4_食事基準額
(請求公費負担金額)	柔整団体機関コード	公2_食事決定基準額	世帯番号
機関_調整県内外区分	過誤・再審査結果年月	退_期別保険料	収納額合計_医療支援
請求情報適用年月日	督促発送止理由	還付加算金額_医療支援	医療機関コード
公3_合算区分	世帯管理番号	公2_調整負担者番号	新国保番号
退_増減額	公1_食事確定基準額	仮徴収_特別徴収義務者コード	状態区分
公5_請求一部負担金	算定後_公5_負担者負担金額	調整保険者番号	電算管理番号
算定差_公3_長期高額療養費	保険_診療実日数	支一_年間限度超過額	最新保険者番号
算定後_公3_患者負担額	医療費通知減額表示一部負担	県単・地単登録フラグ	未特定時集計保険者番号(地方交付税)
海外療養費区分	綴区	算定_公5_患者負担額(他公費負担分)	接続保険制度(保険種別①)
悪性腫瘍特異物質治療管理料	延滞金減免額	申請年月日	当初調定額_介護
算定前_保険_食事基準額	終了窓口コード	仮徴収_年金コード	算定後_保険_他法優先公費負担額
賦課調定額_医療	督促発行止理由	退_介護随時賦課額	算定差_公1_高額療養費
入院基本料(初期加算)	退職_年間所得割	給与所得	算定後_公4_長期高額療養費
審査申出年月日	続柄	普擬区分	退職_年間限度超過額
主変更日	特徴状態コード	公2_負担者番号	公示止日
総合譲渡長控除後	算定後_公5_食事基準額	算定後_公2_決定点数	接続旧総合病院診療科
支_合被保割	還付延滞金額	論理件数	算定_保険_食事基準額
登録日時	トータルチェックエラーコード	徴収猶予申請日	当初通知書管理No.
接続被保険者証記号	支退_世帯割	生年月日	延滞金還付額
算定差_公4_費用額	接続被保険者証番号(全角)	接続公1_受給者番号	機関_調整経営主体
算定_保険_他方優先公費負担額	最新被保険者証番号(全角)	一_特徴期別保険料	作成年月日-一日
算定前_公4_長期高額療養費	接続(公2負担金額)	在宅患者訪問薬剤管理指導料(歯科)	(決定公4負担金額)

金額種別コード	算定差_公5_決定点数	合計額(納付額+延滞金)	減免窓口コード
期/月	資格チェック処理日	支一_按分率	支一_世帯割
保険_増減一部負担金	算定後_公2_任意給付額	算定後_公5_食事負担者負担額	公3_都道府県コード
公4_任意給付	終了時点還付額	公4_確定点数	接続公4_削除区分
算定差_公5_負担者負担金額	退職続柄区分	世帯順位変更フラグ	還付加算金計算終了日
公2_食事決定回数	算定前_公4_食事患者負担額	退続柄	算定_公3_負担者負担金額
公5_食事増減基準額	交付要求・参加差押登録窓口コード	公5_食事回数	参加差押管理No.
介護随時調定月	支退_年間所得割	支給実績データ作成年月日	接続国保連レセプト番号
退職_按分率	算定後_保険_費用額	依頼(通知)年月	合年間限度超過額
分納誓約管理No.	延滞金収納額	長期区分	特徴番号
期割区分	返還通知書発行サイン	保険_生活基準単価	算定差_公2_長期高額療養費
算定_公4_患者負担額(他公費負担分)	算定前_保険_他法優先公費負担額	住民区分	再審査申出年月
算定差_公1_費用額	連番	調定額(最新)_介護	接続保険者番号
延滞金_介護	患者負担額	公5_決定一部負担金	収納年月日
公3_突合調整金額	帳票発送日	督促公示サイン	老人保健地区コード
接続医療機関コード	一般_年間賦課基準	公3_食事決定標準負担額	過誤・再審査管理年月
居所不明調査更新窓口コード	7号用摘要欄	支一_被保制	旧国保番号
乳幼児加算区分	公4_食事決定回数	算定後_保険_食事負担者負担額	算定前_公2_高額療養費
軽減判定用合算所得	接続公1_削除区分	算定前_公5_患者負担額	一_按分率
当初延滞金額	算定_公2_負担者負担金額	算定差_公5_患者負担額	減免率
喪失異動区分	算定後_公3_費用額	算定前_公4_食事負担者負担額	算定差_公3_高額療養費1%
分離短期特控後一計	住居地保険者番号	退_賦課額	帳票データ
決定算定区分	退_年間限度超過額	退職_賦課額	窓口処理日
公5_食事確定標準負担額	保険_食事確定標準負担額	他見再審査申出通番	宛名番号
合被保割人数	一_年間世帯割	還付本料額_介護	機関_都道府県コード
公5_請求点数	合年間被保人数	公4_請求一部負担金	還付加算金額
支払方法	算定前_公4_患者負担額	(決定公2_負担金額)	一般_期別保険料
旧総合病院診療科	公5_調整負担者番号	未納情報表示区分	合期別保険料
履歴番号	算定_公1_他公費負担点数	レセプト全国共通キー	退職_年間世帯割
算定前_保険_食事国保優先公費負担額	算定後_公2_他公費負担点数	保険_食事回数	公1_任意給付
照会回答日	保険突合調整点数	納付方式	投入番号
過誤・再審査理由番号	算定_公5_食事患者負担額	退_年間保険料	退職調定額(本料)
公2_食事確定回数	備考内容	公5_都道府県コード	営業所得
算定後_公1_費用額	接続受給者番号	算定_公3_高額療養費1%	算定前_公5_患者負担額(他公費負担分)
算定差_公1_患者負担額(他公費負担分)	算定後_公1_食事患者負担額	公1_食事請求基準額	差押処分終了理由コード
仮徴収_依頼内容フラグ	公的年金収入	延滞金減免終了日	合年間所得割
公1_食事回数	公費3_法別番号	公4_決定受給者番号	公5_食事決定基準額

算定_公4_負担者負担金額	処分停止登録窓口コード	予備	賦課決定年月日
診療開始日	公4_決定負担者番号	計算年月日	公3_患者負担額
収納額合計	世帯構成区分	還付延滞金額_医療支援	算定差_公3_患者負担額(他公費負担分)
公4_確定受給者番号	転帰	納付区分	接続レセプトページ番号
支払期限日	公5_給付割合	算定前_保険_食事負担者負担額	公2_決定診療実日数
総所得	公4_突合調整一部負担金	転帰請求グループ番号	算定前_公1_任意給付額
退職_被保険者総賦課基準	納付額	算定後_公1_長期高額療養費	処理結果
保険者振替フラグ	旧個人番号	療養費種別	公2_食事請求基準額
扶養者減免区分	戻入区分	不動産所得	徴収猶予更新窓口コード
退_特徴別保険料	公2_食事患者負担額	算定差_保険_患者負担額	算定前_保険_国優先公費負担額
算定差_保険_減免猶予額	算定前_公1_食事患者負担額	算定差_公4_患者負担額	開始理由
特定薬剤治療管理料	被保険者章番号(半角)	年間賦課基準	支援合計_世帯割
公4_県内外区分	分納予定日(納付期日)	保険_食事決定標準負担額	税純損失等控除金額
柔整団体機関名(漢字)	退_年間被保割	公2_食事基準額	累積レセプト有無
公4_食事確定基準額	各種年月日一月	返納済日	年間所得割_支援
一般_軽減額	公2_決定点数	本徴収_候補者情報フラグ	公1_生活環境単価
合増減額	算定_公5_患者負担額	支援一般_世帯割	エラーNo.
職員コード	公4_増減点数	世帯主被保険者証記号	算定差_公5_長期高額療養費
支_合賦課額	算定後_公5_食事患者負担額	氏名漢字	算定後_公4_食事患者負担額
算定差_公1_他公費負担点数	滞納理由コード	依頼時保険料額	充当本料額_医療支援
認定番号	接続保険_診療実日数	一般_年間被保割	帳票通番
公3_一部負担金	変更前所得区分	算定_公2_高額療養費	過誤区分
算定後_公4_食事負担者負担額	審査結果区分	保険証状態サイン	年金コード
公3_食事確定標準負担額	滞線調定額_医療	支退_期別保険料	還付種別
算定前_公3_決定点数	算定後_公5_費用額	公4_突合調整点数	老人保健_調整負担者番号
還付年月日	算定後_公3_食事負担者負担額	公3_食事確定回数	公2_突合調整一部負担金
接続公4_受給者番号	算定差_公1_高額療養費1%	老人保健_県内外区分	期別/月
公2_生活基準回数	公4_請求点数	納付期限	機関_総合一般区分
機関_自直診区分	過誤・再審査管理通番	算定後_公5_患者負担額	_総所得
公1_突合調整一部負担金	一般_按分率	公3_受給者番号	算定_公2_他公費負担点数
算定後_保険_任意給付額	滞線調定額	旧被保険者証番号(半角)	算定前_公4_費用額
更新者職員番号	公示日	算定差_保険_任意給付額	特記事項
算定差_保険_費用額	医療費通知減額表示医療費	在宅患者訪問薬剤管理指導料	有効期限
線上徴収開始理由コード	算定前_公5_高額療養費	算定前_公4_他公費負担点数	算定_公2_決定点数
公費1_法別番号	得喪訂正区分	算定_公5_食事基準額	公4_生活基準回数
支援一般_所得割	公2_生活環境単価	公4_突合調整点数	ロジカルチェックエラー項目情報
支援一般_被保割	公2_食事確定基準額	消費税額表示区分	柔整団体機関_異動年月日

延滞金調定額	接続標準負担額区分コード	柔整団体機関	合総所得
算定_公4_調整金額	算定_公5_費用額	県単・地単抽出フラグ	専従者控除
接続総括公費エラー区分	算定差_公2_食事患者負担額	取得届出年月日	公3_食事基準額
接続データ区分	接続公3_受給者番号	接続レセプト全国共通キー	終了理由(内部)
公5_食事決定回数	公5_決定負担者番号	保険_一部負担金	期No.(随時月 特徴月)
特定疾患療養指導料	退職_被保割人数	公3_食事決定基準額	訪問歯科衛生指導料(歯科)
算定後_保険_決定点数	算定後_公3_他公費負担点数	老人受給者生年月日	分離長期特控額(前+後)
照合処理日	合所得割	支一_減免額	保険_確定一部負担金
年金所得	算定差_公2_他公費負担点数	督促状発送日	中止依頼月
保険_食事決定回数	在宅患者訪問栄養食事指導料(医科)	賦課調定額_支援	処分停止前時効完成日
算定_公2_食事負担者負担額	収納サービス利用拒否区分	交付要求・参加差押登録日	老人保健_市区町村区分
公1_食事決定標準負担額	強制入力区分	算定_保険_食事患者負担額	農業所得
返納区分	みなし法人(株式譲渡)	被保険者テーブル更新日時	申請区分
機関_調整自直診区分	支一_年間世帯割	算定_公4_長期高額療養費	公3_確定一部負担金
接続公2_削除区分	低所得軽減区分	延滞金減免登録日	診療終了日
被保険者地区コード	公5_一部負担金	(公4_負担金額)	歯科補綴関連検査(ChB)
退職_特徴期別保険料	処理年月	振込区分	算定差_公2_高額療養費1%
請求書発行企業コード	公1_食事患者負担額	被保険者証番号(全角)(前)	総合譲渡所得
強制保留区分	公2_確定点数	算定後_保険_減免猶予額	公1_調整負担者番号
被保険者証記号(前)	算定_保険_他法優先公費負担額	被保険者証番号(全角)	環境識別コード
一_増減額	一般_被保険者総賦課基準	公費多数該当	接続生年月日
過誤再審査コード	接続保険_一部負担金	公3_請求突合調整点数	算定前_公2_食事患者負担額
仮徴収_非対象区分	算定前_公2_任意給付額	市町村番号	システムコード
小児科療養指導料	随時区分	支援退職_被保割	算定前_公1_高額療養費1%
公5_食事請求標準負担額	算定差_公3_任意給付額	公費区分	資格チェックエラーコード
処理年度	公2_請求点数	入力区分	皮膚科特定疾患指導管理料
退職_減額合計額	算定前_保険_任意給付額	交付要求管理No.	保険_決定診療実日数
処理日	交渉方法コード	給付チェック処理日	転帰レコード区分
算定_公3_決定点数	ロジカルチェック処理日	分納誓約前時効完成日	(請求公3_負担金額)
算定差_保険_食事基準額	算定差_公5_高額療養費1%	算定差_公1_負担者負担金額	仮徴収_開始年月
金額種別	支_合年間限度超過額	算定前_公4_任意給付額	公1_請求突合調整一部負担金
公4_生活特別回数	算定前_公1_長期高額療養費	返還通知書返送サイン	更正区分
算定前_保険_高額療養費	突合先レセプト全国共通キー	生年月日(前)	支一_年間保険料
(確定公2_負担金額)	帳票出力先市町村番号	所得内容更新窓口コード	公費4_法別番号
算定前_公2_決定点数	算定前_公2_他公費負担点数	支給年月日	公1_決定負担者番号
オペレーションフラグ	公4_負担者番号	算定チェックエラーコード	公4_食事確定回数
接続公3_診療実日数	本徴収_開始依頼結果コード	保険_食事標準負担額	レセプト更新日時

診療行為コード	公4_生活環境日数	ICD10コード	各種金額
処分停止管理No.	算定後_公5_決定点数	合年間保険料	算定後_公1_負担者負担金額
物理件数	保険_県内外区分	公3_生活基準回数	給与合計所得
削除フラグ	算定差_公2_患者負担額(他公費負担分)	算定差_保険_食事国保優先公費負担額	保険_郡コード
請求金額元金	減額割合	識別子	合計_被保割
支退_年間限度超過額	共済年金証書記号番号	算定_保険_食事他方優先公費負担額	全完納日
登録区分	算定前_公3_高額療養費1%	算定後_公4_他公費負担点数	公5_保険区分
老人訪問口腔指導管理料(歯科)	作成者コード(職員番号)	収納額_医療支援	所得区分
算定後_保険_食事患者負担額	住所カナ	公1_請求突合調整点数	住所シフトコード
算定後_公2_高額療養費1%	算定差_公5_費用額	支退_所得割	調剤技術基本料
審査申出受領年月日	退職_軽減判定合計額	公2_決定負担者番号	決定原爆区分
保険_食事増減標準負担額	保険_食事決定基準額	保険_請求点数	算定差_保険_食事他法優先公費負担額
喪失窓口コード	(確定公4_負担金額)	公5_県内外区分	算定_保険_調整金額
(請求公2_負担金額)	公1_請求点数	算定_公1_高額療養費	在総診・在医総区分
支退_減免額	受付区	公5_確定負担者番号	退_年間被保人数
滞繰調定額_支援	一_年間限度超過月数	催告発行回数	在宅時医学総合管理料算定者
差押処分開始日	保険_生活環境単価	機関_歯科併設区分	非該当年月日
公2_請求一部負担金	支援退職_所得割	一般_年間限度超過月数	最終更新年月日
還付本料額_医療支援	繰上徴収納期限	電算管理番号-枝番	算定差_公3_食事基準額
返送日	公4_請求突合調整一部負担金	賦課基準	算定_保険_国保優先公費
公2_診療実日数	公3_突合調整一部負担金	支払日	保険_増減点数
郵便番号	収納区分	接続特記事項	算定後_公3_負担者負担金額
加入区分	公2_突合調整点数	算定_公2_任意給付額	登録年月日
算定前_公4_高額療養費1%	確定標準負担額区分コード	合世帯割	I
喪失年月日	最新保険者変更日	算定後_公4_任意給付額	性別(前)
算定後_公3_任意給付額	該当理由コード	被保区分	支退_世帯割1/2軽減月数
公3_突合調整点数	算定後_公4_患者負担額	支援_退随時賦課額	公1_生活基準回数
徴収猶予管理No.	納付番号	退職_期別保険料	算定_公3_費用額
算定後_公1_食事基準額	算定差_公3_患者負担額	保険_調整負担者番号	算定_公5_調整金額
確定特記事項	公3_任意給付	支給申請書受理番号	機関_調整歯科併設区分
算定差_公4_長期高額療養費	世帯主宛番号	一_被保割	保険_確定点数

調定額（最新）	預金種目	算定前_公3_費用額	処理情報
時効サイン	費用算定ルート	支退_軽減額	束番号_連番
費用額	再審査結果年月	算定差_公4_任意給付額	最新被保険者証番号(半角)
督促状納期限	郵政口座番号	帳票コード	支_合世帯割1/2軽減月数
照合エラー項目情報	老公区分	公3_決定点数	算定後_公3_高額療養費1%
喪失届出年月日	公2_政令指定都市区分	分納回数	事業区分
徴収猶予期間（終了日）	算定_公3_食事負担者負担額	振込支店コード	還付通知発送日（到達日）
算定前_保険_患者負担額	前期該当区分	変更通知書管理No.	算定前_公3_長期高額療養費
算定_保険_食事他法優先	再審査区分	算定後_公2_食事患者負担額	株式配当所得
徴収猶予期間（開始日）	算定差_保険_国保優先公費負担額	請求内容（漢字）	算定後_公4_決定点数
算定_公3_患者負担額	支援退職_世帯割	診療年月	照合エラーコード
算定前_公1_負担者負担金額	外字サイン	普徴番号	住所漢字
却下区分	溢れサイン	算定_保険_費用額	接続公3削除区分
削除区分	一般_所得割	算定前_公4_負担者負担金額	公1_確定診療実日数
通知番号	過誤・再審査審査結果	公1_食事標準負担額	個人管理番号
割引(前)	最終更新日時	線上徴収管理No.	算定前_保険_高額療養費1%
不一致サイン	算定区分	算定_公1_食事負担者負担額	合介護随時賦課額
二割徴収者	公4_診療実日数	支援_一随時賦課額	算定後_保険_高額療養費1%
差押処分登録日	当初患者負担額	算定前_公1_費用額	機関_診療科
接続公1_一部負担金	手数料負担区分	期No.（随時月）	(請求公5負担金額)
支給決定年月日	公3_生活特別回数	公4_合算区分	算定前_公1_患者負担額
確定延滞金額	公1_食事基準額	算定差_公3_食事患者負担額	算定_保険_食事負担者負担額
公4_決定点数	未特定時集計市町村番号(分離合併)	決裁区分コード	算定前_保険_減免猶予額
算定_公1_高額療養費1%	公5_確定一部負担金	時効完成日	取扱区分
公3_確定診療実日数	公1_請求一部負担金	算定_公3_他公費負担点数	算定_公2_長期高額療養費
交付要求・参加差押書送達日	算定_公2_高額療養費1%	最新受給者番号	退_被保険者総賦課基準
被保険者氏名（カナ）	算定_公1_食事患者負担額	公3_食事増減標準負担額	申告区分
支_年間限度超過月数	同意年月日	接続減額・免除・猶予区分	調定額（最新）_支援
充当元還付No.	非該当窓口コード	公1_生活特別単価	_期別保険料
公2_確定一部負担金	本人家族区分	一般_賦課額	振込銀行コード
却下理由	公1_決定点数	国保番号	開始窓口コード
公1_患者負担額	公3_請求点数	保険_食事増減基準額	公5_食事請求基準額
突合先診療年月	納期限	旧被保険者証番号(全角)	医介構成区分
同一帳票区分	保険_都道府県コード	接続格納区分	還付額
算定差_公5_任意給付額	加入テーブル	分納誓約日	帳票処理年月
接続公2_負担者番号	発送先住所	算定前_公3_患者負担額	老人保健_保険区分

支援合計_被保割	重複エラー区分	金融機関コード	老人保健_委託区分
被保険者氏名(漢字)	接続受付番号	算定差_公5_高額療養費	保険者番号
督促管理No.	公2_患者負担額	算定後_公3_食事患者負担額	国保連レセプト番号
振込先口座有無区分	接続公3_一部負担金	一般_特徴期別保険料	保険_決定点数
算定_公4_患者負担額	機関_調整医療機関コード	一時所得	公3_食事患者負担額
トータルチェック処理日	支退_減額合計額	算定後_公4_負担者負担金額	支一_所得割
公1_突合調整金額	公5_増減点数	公4_生活特別単価	支_合年間保険料
算定_公4_任意給付額	一_軽減判定合計額	算定前_公5_決定点数	(確定公5_負担金額)
譲渡特控後	転帰グループ番号	退職_減免額	公2_請求突合調整一部負担金
一般_被保割	算定差_公1_長期高額療養費	算定_公1_長期高額療養費	賦課年度
地公体名(漢字)	合賦課額	一_世帯割1/2軽減月数	公4_食事基準額
徴収猶予終了日	(決定公3_負担金額)	非該当届出年月日	算定差_公1_食事負担者負担額
接続市町村番号	算定差_公2_高額療養費	他事業所得	当初調定額_支援
公費2_法別番号	更新窓口コード	薬剤管理指導料	公2_生活環境日数
申告フラグ(14,15)	操作者	公2_突合調整一部負担金	公1_食事決定回数
公1_一部負担金	算定差_公4_高額療養費	公3_調整負担者番号	公2_生活基準単価
繰徴収区分	ロジカルチェックエラーコード	公3_食事請求標準負担額	賦課決定区分
算定前_保険_食事患者負担額	接続減額金額	支_合世帯割	保険証交付場所
科目コード・科目ヘッダー	還付通知番号	算定_公4_食事患者負担額	支退_按分率
機関_柔整団体機関コード	算定差_公2_食事基準額	分納誓約終了日	延滞金_医療支援
算定_公3_任意給付額	公2_保険区分	調定額(最新)_医療	特別徴収区分
一_年間被保人数	延滞金減免理由コード	給付チェックエラーコード	市税事務所委託フラグ
各種年月日-日	生年月日-日	支払い方法	算定差_公2_食事負担者負担額
算定_公1_負担者負担金額	公1_食事決定基準額	公5_生活基準回数	電子レセプト区分
連合会任意項目	傷病コード	賦課給与所得	算定_公5_長期高額療養費
一_年間保険料	歯科補綴関連検査(GoA)	割引	公4_食事確定標準負担額
疑義レセプト全国共通キー	算定後_公5_患者負担額(他公費負担分)	各種区分	住居地市町村番号
トータルチェックエラー項目情報	公1_給付割合	算定差_公2_費用額	算定前_公5_費用額
複数申出区分	公5_確定受給者番号	公4_食事請求基準額	随時サイン
退_世帯割	所得内容更新日	氏名カナ	算定前_公3_他公費負担点数
束番号	公1_決定受給者番号	特別徴収義務者コード	接続公1_負担者番号
所得割_医療	算定後_公5_高額療養費1%	調定年度(和暦)	公4_食事決定標準負担額
被保険者証番号(半角)(前)	一_世帯割	公1_食事請求標準負担額	公3_決定負担者番号
公2_増減一部負担金	被保険者住所コード	保険_食事確定基準額	指定公費額
算定後_公1_任意給付額	算定後_公4_患者負担額(他公費負担分)	機関_調整都道府県コード	確定原爆区分
差押処分管理No.	一_年間限度超過額	公4_食事患者負担額	延滞金減免管理No.
算定前_公1_食事基準額	取得理由	公3_確定負担者番号	機関_調整医療機関点数表
算定後_公1_食事負担者負担額	分離短期特控額(前+後)	交付要求・参加差押フラグ	旧市町村番号

算定後_公2_食事基準額	公5_任意給付	交付要求・参加差押管理No.	保険_政令指定都市区分
増減区分	接続総括区分	算定差_公3_費用額	給付割合
更新時刻	公1_保険区分	接続公1_診療実日数	合被保険者総賦課基準
再審査等申し出機関	公4_食事増減基準額	窓口コード	公1_確定受給者番号
公2_確定負担者番号	(決定公費負担金額)	照会日	生年月日一月
調定異動日	シーケンスNo.	算定前_公2_費用額	徴収対策区分
公3_生活環境日数	算定差_公5_食事患者負担額	保険制度(保険種別①)	合計_所得割
算定_公5_決定点数	算定前_公3_負担者負担金額	徴収猶予前時効完成日	確認番号
算定前_公3_食事負担者負担額	(公5負担金額)	合計_世帯割	用紙種別コード
支一_年間所得割	確定算定区分	算定_公3_食事患者負担額	公3_診療実日数
払込区分(振込手数料)	算定差_公4_負担者負担金額	地公体名(カナ)	保険_生活基準回数
介護随時調定年度	一_年間賦課基準	算定前_公2_高額療養費1%	負担割合
年間所得割_医療	終了理由	公5_突合調整金額	合減免額
本徴収_開始年月	算定_公5_他公費負担点数	算定_公4_高額療養費1%	算定後_公2_負担者負担金額
公1_生活特別回数	入院外来区分	延滞金表示区分	バッチ区分
処理願末番号	公2_一部負担金	徴収猶予申請理由コード	保険_生活特別単価
減免申請日	退_年間賦課基準	支給実績データ更新年月日	充当延滞金_介護
再審査申出通番	退_被保割人数	旧被保険者証記号	収納種別
保険料(一般)	公2_増減点数	処分停止終了日	合算所得
延滞金減免終了理由コード	接続公3_負担者番号	退_年間世帯割	喪失理由
算定_保険_減免猶予額	算定後_公2_食事負担者負担額	合年間被保割	一般_年間被保人数
算定差_公1_食事患者負担額	算定差_保険_食事患者負担額	基礎年金番号	市町村保険者ID
適用開始年月日	適用開始届出年月日	適用開始異動区分	適用開始窓口コード
適用開始理由	適用終了年月日	適用終了届出年月日	適用終了異動区分
適用終了窓口コード	適用終了理由	在留資格コード	在留期限年月日
券面記載の被保険者証記号	券面記載の被保険者証番号	券面記載の氏名(漢字)	券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)	券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名	被保険者証裏面への性別記載の有無	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)		自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法(以下単に「法」という。)第3条により、国民健康保険を行うものとされる。 市町村に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者とし(適用除外)。 市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。 千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。 以下略	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 都道府県内に住所を有する者は、当該都道府県が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、市町村はそのうちの当該市町村内に住所を有する被保険者の管理を担い、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者とし(適用除外)。 市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。 千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行うとともに、県内他市町村との間での被保険者情報について国保情報集約システムを介してデータ連携を行う。 以下略	事前	重要な変更
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム1 ②システムの機能	以上略 【滞納関連事務に係る機能】 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。 ・滞納情報から滞納処分(督促状含む)に関するデータを作成する。 以下略	以上略 【滞納関連事務に係る機能】 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。 ・滞納情報から滞納処分に関するデータを作成する。 以下略	事後	重要な変更(誤記修正)
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム2 ②システムの機能	略	句点(。)が抜けていたため追加。(10か所)	事後	重要な変更(誤記修正)
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム4	—	次期国保総合システムおよび国保情報集約システムについての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87、93の項) (注)別表第二の12、15、17、22、30、33、39、46、58、78、81、88、109、110、120の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の9、97、106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、44の項) (注)別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	○番号法第19条第7号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109、120の項) (注)別表第二の30、33、39、46、58、81、88、110の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 資格事務	—	国保連合会、次期国保総合システム、国保情報集約システム、国保総合PC、データ連携PC、中継サーバを追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 給付事務(高額療養費)	—	次期国保総合システム、国保情報集約システム、国保総合PC、データ連携PC、中継サーバを追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所保険年金課 ③花見川区役所保険年金課 ④稲毛区役所保険年金課 ⑤若葉区役所保険年金課 ⑥緑区役所保険年金課 ⑦美浜区役所保険年金課	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役所市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織名称等の形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 略 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ① 略 ② 地方税関係情報：税システムの異動情報を月次更新する。 ③ ④ ⑤ 略 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 略 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 略	【本人又は本人の代理人からの入手】 略 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ① 略 ② 地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。 ③ ④ ⑤ 略 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 略 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 略	事後	重要な変更にとつたらぬ変更(誤記修正)
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 についての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 についての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	① 千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ② 中央区役所保険年金課 ③ 花見川区役所保険年金課 ④ 稲毛区役所保険年金課 ⑤ 若葉区役所保険年金課 ⑥ 緑区役所保険年金課 ⑦ 美浜区役所保険年金課	① 千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ② 中央区役所市民総合窓口課 ③ 花見川区役所市民総合窓口課 ④ 稲毛区役所市民総合窓口課 ⑤ 若葉区役所市民総合窓口課 ⑥ 緑区役所市民総合窓口課 ⑦ 美浜区役所市民総合窓口課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織名称等の形式的な変更)
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	重要な変更
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	—	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	【○】 提供を行っている (12) 件 【○】 移転を行っている (3) 件	【○】 提供を行っている (21) 件 【○】 移転を行っている (3) 件	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	略	市町村被保険者ID 適用開始年月日、適用開始届出年月日、適用開始異動区分、適用開始窓口コード、適用開始理由 適用終了年月日、適用終了届出年月日、適用終了異動区分、適用終了窓口コード、適用終了理由 の11項目を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 【庁内連携による入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	需用な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 【庁内連携による入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・国民健康保険事務等に関係のない情報を入力する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納税義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。 ・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	・番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> <国民健康保険システムにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの真正性確認の措置の内容	・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項（第1条第3項を準用）の規定に基づき確認する。 ・個人番号カード（又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。	左記に 【国保連合会からの入手】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの真正性確認の措置の内容	・入手した特定個人情報について、国保システム等への入力、修正及び削除等の作業を行う場合には、入力作業を行った職員以外による照合作業を行うことで正確性を確保する。	左記に 【国保連合会からの入手】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ ＜国民健康保険システムにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの真正性確認の措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 【電子データに対する措置】 【業務共通システムに対する措置】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手に対する措置】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証（又はパスワード）による個人認証を行う。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	バックアップファイル取得は、データセンター（入退室管理）での作業に限定されている。新国民健康保険オンラインシステムのEUC機能については、個人番号を抽出できないようにする。、なお、個人番号を除く情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体などに複製する際は、操作ログを残す仕組みにしたうえで、情報システム責任者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	略	なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント（ISMS）態勢の構築 ・個人情報の管理的な保護措置（個人情報等取扱規程、体制の整備等） ・個人情報の物理的保護措置（専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等） ・個人情報の技術的保護措置（アクセスログの管理、アクセス制限の設定等） ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを追加	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	略	なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱いについて明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。 を追加	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	略	・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。 ・システムによるデータ連携ではなく、委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。 ・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。 を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<国保連合会における措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【千葉市における措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 について記載。	左記に 【国保総合PCにおける措置】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(レセプトの紛失に関する記載)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	同上	事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	同上	—	事例3(メールの誤送信に関する記載)を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	個人番号を含めた宛名情報について ①住民記録システムと異動データを連携(随時)することにより最新化する。 ②住民記録システムとの整合処置を定期的に実施する。	左記に 【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 【国保総合PCにおける措置】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、新国民健康保険システムの処理において消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破壊などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。 ・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。 ・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。	左記に 【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 【国保総合PCにおける措置】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【国保システムにおける措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 について記載。	左記に 【国保総合(国保集約)システム】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【国保システムにおける措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 について記載。	左記に 【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】 【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	(別紙1) 番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務	略	第19条第7号 別表第二の項のうち 9、12、15、17、22、78、97、109、120の項を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
平成30年3月23日	7. 評価実施機関における担当部署	今泉 雅子	貞石 渡	事後	職員名の変更
平成31年2月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長 貞石 渡	健康保険課長	事前	様式変更に伴う記載内容の変更
令和2年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略	・(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略 段落番号(1)を割り振る。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略	左記に (2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 についての記載を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	新国民健康保険システム	国民健康保険システム ※以降この評価書における「新国民健康保険システム」とあるものは全て「国民健康保険システム」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	【セキュリティ管理機能】 (注)「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理_第1.1版」以降で提供予定。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム ※以降この評価書における「次期国保総合システム」とあるものは全て「国保総合システム」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) 中略 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 中略 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ被保険者資格データを配信する。	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) 中略 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 中略 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ被保険者異動情報を配信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・転入市区町村 ・転出市区町村	・転入地区区町村 ・転出地区区町村 上記の表記に修正する(8箇所)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) 以下略	左記に 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)についての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	システムに新たに 「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	以上略 (2)国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバーへ格納し、情報提供ネットワークシステムを介して関係機関等へ提供する。	左記に (3)「オンライン資格確認の準備業務」についての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(2)行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現 ①資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、資格、賦課及び給付の適正化が図れる。 ②庁内連携により個人情報が一元管理されることで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務の効率化及び正確化が図れる。	左記に (3)「オンライン資格確認の準備業務」についての記載を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項)国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	左記に ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であつて主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	左記に 「オンライン資格確認の準備業務」についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 健康部 健康保険課	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 ※以降この評価書における「保健福祉局 健康部 健康保険課」とあるものは全て「保健福祉局 医療衛生部 健康保険課」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(略)	各事務における図を変更する	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<資格事務> (備考)	左記に ⑧国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの資格情報の連携を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<給付事務(レセプト管理)> (備考)	左記に ⑨オンライン資格等確認システムでの医療保険資格確認による診療報酬明細書の振替を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<給付事務(限度額適用認定証)> (備考)	左記に ⑥国保総合PCを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携 ⑦国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○]その他 (国民健康保険団体連合会)	[○]その他 (千葉県国民健康保険団体連合会)	事後	重要な変更の項目に当たりますが、脱字の訂正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【国保連合会からの入手】 ①国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 ：平成30年4月1日以後に、日次更新する。 ②高額該当の引き継ぎ情報 ：平成30年4月1日以後に、月次更新する。	【国保連合会からの入手】 ①資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) ・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ②高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【国保連合会からの入手】 ・国民健康保険法第113条の3の規定による。(被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 以下略	【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 以下略	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	(3) 件	(5) 件	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託化 ⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	日本電子計算株式会社	NECフィールディングス株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	左記に以下の内容を追加 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託化 ⑧再委託の許諾方法	委託先はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項に新たに「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	委託事項に新たに「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。以下略	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、記載をより詳細なものに修正したのみであり、リスクが高まるものではないことから、重要な変更には当たらない
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	新たに下記の項目を追加する。 ・在留資格コード ・在留期限年月日 ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治療により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)	事前	事後で足りるものの任意に事前で提出
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	共通基盤システム	業務共通システム ※以降この評価書における「共通基盤システム」とあるものは全て「業務共通システム」と改める。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	以上略 納税義務者等 中略 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。	以上略 納税義務者等 中略 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっている。またID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。以下略	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【国保システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	左記に以下の内容を追加。 【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事後	重要な変更の項目に当たるが、記載漏れの修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更の項目に当たりますが、他の項目との比較による修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	< 国保総合PGIにおける措置 > 中略 ・国保総合PGCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。	< 国保総合PGIにおける措置 > 中略 ・国保総合PGCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。	事後	重要な変更の項目に当たりますが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	事後	重要な変更の項目に当たりますが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	以上略 なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱いについて明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。	左記に < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。	左記に < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。	左記に < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	以上略 ・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。	左記に < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 > についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。 ・委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。	・委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。 ・情報の消去にあたっては、システム機器の物理破壊又は専用ソフトにより復元できないようにすることとし、職員立会いの下、あるいは職員自ら抹消措置を実施する。	事後	重要な変更の項目に当たりますが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 また、上記に加え、 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	以上略 ・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。	左記に <取りまとめ機関における措置>についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(注2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	以上略 ③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	以上略 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【千葉市における措置】 中略 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体などの廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。	【千葉市における措置】 中略 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁・破砕・溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【遠隔地保管】 中略 ・日々の退避データは一週間保存している。また、遠隔地保管については三週間保存し、その後データセンターで十週間(計十三週間)保存している。	【遠隔地保管】 中略 ・日々の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・日次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(文書の誤廃棄に関する記載) 元々あった事例1を削除し、事例2を繰り上げ、新たに1件追加。	事後	重要な変更の項目に当たるが、経年に伴う修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(文書の誤廃棄に関する記載) 元々あった事例1を削除し、事例2を繰り上げ、新たに1件追加。	事後	重要な変更の項目に当たるが、経年に伴う修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	新たに ＜取りまとめ機関における措置＞ を追加	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 3. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	左記に 【取りまとめ機関における措置】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	【無料】	[有料] (手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金または為替による。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課 043-245-5143	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5145	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月4日	令和2年12月15日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年12月14日から平成29年1月13日まで (31日間)	令和2年8月1日から令和2年8月31日まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年1月31日	令和2年8月30日、10月26日、11月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当であるとして了承された。なお、千葉市としては、千葉県国民健康保険団体連合会との契約を十分に吟味し、積極的な検査の実施や報告等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保に努められたいとの意見があった。	評価書の記載内容については、現段階では妥当なものとして了承された。 なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきであるとの意見が付けられた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二	○番号法第19条第8号及び別表第二	事後	重要な変更の項目に当たることが、番号法改正による号ズレ修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更には当たらない。
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定による。	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定による。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号及び別表第二に定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニケーションセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	(記載なし)	国民健康保険システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	(記載なし)	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニケーションセンター地下1階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5145	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5145	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	【賦課関連事務に係る機能】 ・税務システムから被保険者（擬制世帯主含む）（以下単に「被保険者等」という。）の所得情報を取得し、所得DBで管理する。 ・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。 【収納関連事務に係る機能】 ・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。 【滞納関連事務に係る機能】 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。 ・滞納情報から滞納処分に関するデータを作成する。 ・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。	【賦課関連事務に係る機能】 ・税務システムから業務共通システムを介して被保険者（擬制世帯主含む）（以下単に「被保険者等」という。）の所得情報を取得し、賦課DBで管理する。 ・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。 【収納関連事務に係る機能】 ・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。 【滞納関連事務に係る機能】 ・収納DBで管理している収納情報を業務共通システムを介して滞納管理システムに連携し、管理する。 ・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「国民健康保険関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109、120の項） （注）別表第二の30、33、39、46、58、81、88、110の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 （注）別表第二の106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項（42、43、44の項） （注）別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	○番号法第19条第8号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、109、110、120の項 （注）別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二の42、43、44の項 （注）別表第二の45の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	I 基本情報 （別添1）事務の内容	収納事務 他業務システム 税務システム	収納事務 他業務システム 税務システム（滞納管理システム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署（保健福祉局（保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険課））	評価実施期間内の他部署（保健福祉局（保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険管理課））	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無※	5件	6件	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6	（記載なし）	国保総合（国保集約）システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ①委託内容	（記載なし）	国保総合（国保集約）システムに係るアプリケーション保守業務（アプリケーション改修、データバックアップ実施等）及びシステム運用事務（バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等）	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（記載なし）	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（記載なし）	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	(記載なし)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 -「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑥委託先名	(記載なし)	千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 再委託 ⑦再委託の有無※	(記載なし)	再委託する	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託 ⑨再委託の許諾方法	(記載なし)	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<国保総合PCIにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	<国保総合PCIにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【国保総合PCIにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	【国保総合PCIにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 <p>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS) 態勢の構築 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること 	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報の保護に関する法律等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 <p>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS) 態勢の構築 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制御方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(クラウドに関する記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業員には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】 ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回以上 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】 ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回以上 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月13日	「I 基本情報」「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム5」「②システムの機能」	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。	事後	重要な変更該当しない
令和6年9月13日	「I 基本情報」「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム5」「②システムの機能」	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	重要な変更該当しない
令和6年9月13日	「I 基本情報」「5.個人番号の利用※」「法令上の根拠」	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	重要な変更該当しない
令和6年9月13日	「IIファイルの概要」「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」「①委託内容」	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(別添1) 事務内容 資格事務	(基本4情報の照会に関する記載なし)	・図に「J-LIS」を追加。 ・(備考)に「⑨オンライン資格確認の準備のために被保険者の基本4情報の取得・確認を行う。」を追加	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「I 基本情報」「5.個人番号の利用」「法令上の根拠」	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	○番号法第9条第1項 別表第44の項 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「I 基本情報」「6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」「②法令上の根拠」	○番号法第19条第8号及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、109、110、120の項 (注)別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二の42、43、44の項 (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】(他機関一千葉市) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、141、145、158、161、164、165、166、173の項) 【情報照会の根拠】(千葉市一他機関) ○番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第69、70、71の項)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「II 特定個人情報ファイルの概要」「3.特定個人情報の入手・使用」「④入手に係る妥当性」	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一(項番30)及び国民健康保険法施行規則の規定による。 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ・番号法第14条第1項の規定による。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(項番42、43、44、45)の規定による。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定による。 【国保連合会からの入手】 国民健康保険法に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定による。 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ・番号法第14条第1項の規定による。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表(項番69、70、71)の規定による。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定による。 【国保連合会からの入手】 国民健康保険法に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	前項継続	<p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格継続業務 被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 	<p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格継続業務 被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	<p>特定個人情報の入手及び使用について、以下の法令等において規定されていることから、本人への直接の明示は行わない。</p> <p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一(項番30)及び国民健康保険法施行規則の規定において明示されている。 【庁内連携により入手】 番号法第14条第1項の規定において明示されている。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 番号法第14条第2項の規定において明示されている。 	<p>特定個人情報の入手及び使用について、以下の法令等において規定されていることから、本人への直接の明示は行わない。</p> <p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定において明示されている。 【庁内連携により入手】 番号法第14条第1項の規定において明示されている。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 番号法第19条第8号(項番69、70、71)及び命令第2条の表(項番69、70、71)の規定において明示されている。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 番号法第14条第2項の規定において明示されている。 	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	<p>【○】提供を行っている(21件)</p> <p>【○】移転を行っている(3件)</p>	<p>【○】提供を行っている(26件)</p> <p>【○】移転を行っている(6件)</p>	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「提供先」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号及び別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先1」「移転先」	番号法第9条第1号及び別表第一に定める事務実施所管課(別紙2参照)	特定個人番号利用事務の所管課(別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「①法令上の根拠」	番号法第9条第1項及び別表第一(別紙2参照)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「②移転先における用途」	番号法第9条第1号及び別表第一に定める各事務(別紙2参照)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。(別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」 「リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」「リスクに対する措置の内容」	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注)番号法関連法令(別表2)で定められた情報	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注)命令第2条の表で定められた情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」 「リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」「リスクに対する措置の内容」	・庁内での移転については、番号法関連法令(別表2)で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。	・庁内での移転については、命令第2条の表で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」「その内容」	【事例1】 ①事案/当該事案に関する個人情報の件数 「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信(各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの)/127件 ②発生時期 平成30年6月 ③原因 職員の誤操作(「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信) ④発生時の対応 全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼 【事例2】 ①事案/当該事案に関する個人情報の件数 文書の誤廃棄(戸籍証明等交付申請書及び住民票の写し・印鑑登録証明・所得証明交付申請書等について、不適正な保管手続により廃棄予定文書と混在してしまい、保存期間が満了していないにも関わらず、廃棄してしまっていたもの)/91,841件 ②発生時期 令和元年9月 ③原因 職員の確認漏れ ④発生時の対応 廃棄件数について調査を行い、事案発生について公表を行った。	別紙3のとおり	事後	重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」「再発防止策の内容」	【事例1】 庁内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、庁外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。 【事例2】 文書廃棄作業時に複数の職員による確認を徹底する。	別紙3のとおり	事後	重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅰ 基本情報」「Ⅱ 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム」「Ⅲ システム3 業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)」「②システムの機能」	<p>【統合データベース管理機能】 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APP LIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>【団体内統合宛名番号付番機能】 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>【データ連携機能】 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>【権限管理機能】 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APP LIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。</p> <p>4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p>1. 団体内統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>2. データ連携機能 庁内における各業務システムからの要求に基づき、住民情報等ファイルを連携する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅰ 基本情報」「Ⅳ. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」「①事務実施上の必要性」	(1) 番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集(申請書等に個人番号の記載を求め)を行う。また、業務共通システムを利用した庁内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム(以下、単に「国保システム」という。)で保有する個人情報と統合DBで保有する個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。	(1) 番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集(申請書等に個人番号の記載を求め)を行う。また、業務共通システムを利用した庁内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム(以下、単に「国保システム」という。)で保有する個人情報と個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「Ⅲ 特定個人情報の入手・使用」「③入手の時期・頻度」	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。</p> <p>【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ① 住基関係情報：住基システムの異動情報を即時更新する。 ② 地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。 ③ 生活保護関係情報：随時で関係部署から情報提供を受ける。 ④ 介護・高齢者福祉関係情報：月次で関係部署から情報提供を受ける。 ⑤ 介護・年金関係情報：介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ① 地方税関係情報：随時で他市町村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。 ② 医療保険関係情報：国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。 ③ 雇用・労働関係情報：随時で関係機関から情報提供を受ける。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ① 資格継続業務・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等)：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ② 高額該当の引き継ぎ業務・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。</p> <p>【庁内連携システムからの入手】 ① 住基関係情報：住基システムの異動情報を即時更新する。 ② 地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。 ③ 生活保護関係情報：随時で関係部署から情報提供を受ける。 ④ 介護・高齢者福祉関係情報：月次で関係部署から情報提供を受ける。 ⑤ 介護・年金関係情報：介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ① 地方税関係情報：随時で他市町村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。 ② 医療保険関係情報：国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。 ③ 雇用・労働関係情報：随時で関係機関から情報提供を受ける。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ① 資格継続業務・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等)：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ② 高額該当の引き継ぎ業務・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「3.特定個人情報の入手・使用」 「④入手に係る妥当性」	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定による。 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ・番号法第14条第1項の規定による。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表(項番69、70、71)の規定による。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定による。 【国保連合会からの入手】 <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表(項番44)及び国民健康保険法施行規則の規定による。 【庁内連携システムからの入手】 ・番号法第14条第1項の規定による。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表(項番69、70、71)の規定による。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定による。 【国保連合会からの入手】 <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うがその計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 	<p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うがその計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	<p>【○】提供を行っている(26件)</p> <p>【○】移転を行っている(6件)</p>	<p>【○】提供を行っている(26件)</p> <p>【○】移転を行っている(9件)</p>	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転先1 ⑦時期・頻度	国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	別紙2のとおり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先2」「移転先」	(記載なし)	・番号利用条例の別表(第3条関係)に定める機関	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先2」「①法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先2」「②移転先における用途」	(記載なし)	・番号利用条例第3条第2項及び別表(第3条関係)に定める各事務に利用する。(別紙3参照)	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先2」④移転する情報」	(記載なし)	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先2」④移転する情報の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先2」⑤移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先2」⑥移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先2」⑦時期・頻度」	国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	別紙3のとおり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去」①保管場所」	<p>【データセンタにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日有人による入退館管理を行っている建物の中で、更に入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認するなどの管理を行う。 <p>【区役所等窓口担当課及び健康保険課における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書などの紙媒体やデータの取受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。 ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。 	<p>【データセンタにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日有人による入退館管理を行っている建物の中で、更に入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認するなどの管理を行う。 <p>【区役所等窓口担当課及び健康保険課における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書などの紙媒体やデータの取受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。 ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。 	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」6.特定個人情報の保管・消去」③消去方法」	<p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた申請書や帳票類などの紙媒体の特定個人情報は、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・ディスク交換やハード更改などの際は、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	<p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた申請書や帳票類などの紙媒体の特定個人情報は、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・ディスク交換やハード更改などの際は、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	-	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体が管理する業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者がアクセスできないよう制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5.特定個人情報の提供・移転」「リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク」「特定個人情報の提供・移転に関するルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	・庁内への移転については、番号法関連法令及び国民健康保険法に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。	・庁内への移転については、番号法関連法令及び番号利用条例に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。	事後	法令改正に伴う修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5.特定個人情報の提供・移転」「リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」「リスクに対する措置の内容」	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注)命令第2条の表で定められた情報	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注)命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報	事後	法令改正に伴う修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5.特定個人情報の提供・移転」「リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」「リスクに対する措置の内容」	・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。	【現行業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】 ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。 【次期業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】 ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。 ・業務共通システムへは、命令第2条の表又は番号利用条例に定められた事業者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7.特定個人情報の保管・消去」「⑤物理的対策」「具体的な対策の内容」	【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。 ＜サーバー室について＞ ・建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。 ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内にサーバー室を設置する。	【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。 ＜サーバー室について＞ ・建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。 ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内にサーバー室を設置する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	前項継続	<p><区役所など執務室について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティファイヤーを用いて管理している。 <p><その他の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破砕、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 <p><電磁的記録媒体の保管について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旋錠可能な保管場所に格納する。 	<p><区役所など執務室について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティファイヤーを用いて管理している。 <p><その他の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破砕、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 <p><電磁的記録媒体の保管について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旋錠可能な保管場所に格納する。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>【遠隔地保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	<p>【遠隔地保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	-	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③日々のデータについては、ガバメントクラウドの機能により遠隔地保管を行う。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑥技術的対策「具体的な対策の内容」	<p>【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。 (1)不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 (2)不正アクセス対策 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</p>	<p>【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。 (1)不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 (2)不正アクセス対策 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・国民健康保険システムと国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したのもののみを使用 可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	<p>【国保総合PCにおける措置】 ・国民健康保険システムと国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したのもののみを使用 可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」その内容」	別紙3のとおり	別紙4のとおり	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」再発防止策の内容」	別紙3のとおり	別紙4のとおり	事後	重要な変更に該当しない
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」消去手順」手順の内容」	<p>・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理において消去する。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。</p> <p>・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。</p> <p>・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</p>	<p>・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理において消去する。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。</p> <p>・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。</p> <p>・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
		<p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】</p> <p><国保総合PCIにおける措置></p> <p>・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。</p> <p>・国保総合PCIに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「IVその他のリスク対策」1.監査」「2.監査」具体的な内容」	<p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規定などの遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を定期的の実施する。 ②関連規定などの遵守状況などの点検:情報セキュリティ責任者は、職員などの情報セキュリティに関する関連規定などの遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後装置:情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のための必要な措置を講ずる。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 	<p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規定などの遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を定期的の実施する。 ②関連規定などの遵守状況などの点検:情報セキュリティ責任者は、職員などの情報セキュリティに関する関連規定などの遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後装置:情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のための必要な措置を講ずる。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「IVその他のリスク対策」3.その他のリスク対策」	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務)及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務)及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについては、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年8月1日から令和2年8月31日まで	令和6年9月13日から令和6年10月13日まで	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。	意見なし	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年6月30日、10月26日、11月16日	令和6年11月7日、11月15日、12月4日、令和7年3月3日	事後	重要な変更該当しない
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	評価書の記載内容については、現段階では妥当なものとして了承された。 なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきであるとの意見が付された。	評価書の記載内容については現段階では妥当なものとして了承された。	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 (略) 【資格関連事務】 ①個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②被保険者資格の異動等に係る届出の受理を行い、被保険者等(擬制世帯主を含む)の資格期間の管理を行う。 ③被保険者証(高齢受給者証、被保険者資格証明書を含む)の交付、再交付、更新及び回収を行う。 ④世帯主から特別の事情等に関する申出書を受理した場合、被保険者証等の交付を行う。 ⑤被保険者資格の適正化に関し、医療保険者への調査及び職権処理を行う。 (略)	(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号、以下「国民健康保険法」という。)に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 (略) 【資格関連事務】 ①個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②被保険者資格の異動等に係る届出の受理を行い、被保険者等(擬制世帯主を含む)の資格期間の管理を行う。 ③被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面(以下「資格確認書」という。)の交付、再交付、更新及び回収を行う。 ④被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項の電磁的方法(以下「マイナ保険証」という。)による提供を行う。 ⑤被保険者の資格に係る事実を記載した書面(以下「資格情報通知書」という。)の交付を行う。 ※「資格確認書」「マイナ保険証」「資格情報通知書」を総称して「資格確認書等」という。 ⑥被保険者資格の適正化に関し、医療保険者への調査及び職権処理を行う。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	前項継続	【給付関連事務】 ①給付情報の取得及び管理を行う。 ②医療機関等への被保険者証の提出(現物給付)または世帯主からの療養費等に係る申請書の受理(現金給付)により、保険給付を行う。 ③取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の割合の判定を行う。 ④被保険者から限度額認定書(標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証を含む)に係る申請書を受理した場合、当該認定証等の認定及び交付を行う。 ⑤特別の理由(災害、失業等)がある場合、一部負担金の減免等(減額、免除及び徴収猶予)に係る申請書の受理、認定及び証明書の交付を行う。 ⑥第三者行為による被害の届出を受理し、損害賠償請求金の徴収または収納を行う。 ⑦不正利得に係る返還の請求を行う。 ⑧他の法令等による医療に関する給付について、当該保険者等との調整を行う。 (略)	【給付関連事務】 ①給付情報の取得及び管理を行う。 ②医療機関等への資格確認書等の提示(現物給付)または世帯主からの療養費等に係る申請書の受理(現金給付)により、保険給付を行う。 ③取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の割合の判定を行う。 ④被保険者から限度額認定書(標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証を含む)に係る申請書を受理した場合、当該認定証等の認定及び交付を行う。 ⑤特別の理由(災害、失業等)がある場合、一部負担金の減免等(減額、免除及び徴収猶予)に係る申請書の受理、認定及び証明書の交付を行う。 ⑥第三者行為による被害の届出を受理し、損害賠償請求金の徴収または収納を行う。 ⑦不正利得に係る返還の請求を行う。 ⑧他の法令等による医療に関する給付について、当該保険者等との調整を行う。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	前項継続	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>凡例:「※」重要事項</p>	<p>【オンライン資格確認等業務】</p> <p>①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 国民健康保険システム ③他のシステムとの接続		<p>次の接続先を追加</p> <p>その他(国保情報集約システム)</p>	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 中間サーバ ②システムの機能	<p>【符号管理機能】</p> <p>・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>【情報照会機能】</p> <p>・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>【情報提供機能】</p> <p>・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>【既存システム接続機能】</p> <p>・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【情報提供等記録管理機能】</p> <p>特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>【情報提供データベース管理機能】</p> <p>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p>	<p>1. 符号管理機能</p> <p>符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能</p> <p>情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能</p> <p>中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p>	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	前項継続	<p>【データ送受信機能】</p> <p>・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【職員認証・権限管理機能】</p> <p>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>【システム管理機能】</p> <p>・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>	<p>7. データ送受信機能</p> <p>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能</p> <p>中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能</p> <p>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 中間サーバ ③他システムとの接続		<p>以下の接続先を非選択へ</p> <p>宛名システム等</p>	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 国保総合(国保集約)システム ②システムの機能	【略】 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 (略)	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 (略)	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 国保総合(国保集約)システム ③他システムとの接続	-	以下の接続先を追加 その他(医療保険者等向け中間サーバー等)	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 医療保険者等向け中間サーバー等 ②システムの機能	(略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。	(略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本5情報(氏名、生年月日、性別、住所、氏名フリガナ)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	前項継続	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) 被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (略)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本5情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) 被保険者の基本5情報(氏名、生年月日、性別、住所、氏名フリガナ)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (略)	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(略) (3) <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	(略) (3) オンライン資格確認等業務 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(略) (3) <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	(略) (3) オンライン資格確認等業務 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第44の項 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	○番号法第9条第1項 別表第44の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、法令名を正確に記載した修正であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	(別添1)事務の内容	-	I 基本情報の修正事項を踏まえた修正 被保険者証→資格確認書等 基本4情報→基本5情報 資格事務>(備考)	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	(別添1)事務の内容	「資格事務(備考)部分 ⑨オンライン資格確認の準備のための(略) 「給付事務(高額療養費)(備考)部分 ①(略)新国民健康保険システム(略) ④(略)新国民健康保険システム(略)	資格事務(備考)部分 ⑨オンライン資格確認の準備のための(略) 「給付事務(高額療養費)(備考)部分 ①(略)国民健康保険システム(略) ④(略)国民健康保険システム(略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせ詳細に記載した修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	市内に住所を有する者(一部市外在住含む)で、本市の国民健康保険の被保険者(国民健康保険法第5条)及び世帯主。また、国民健康保険の被保険者及び世帯主に該当しなくなった者で喪失後5年を経過しない者。	・被保険者(注): 当市に住所を有する者(一部市外在住含む)のうち、他の医療保険制度の被保険者でない者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせ詳細に記載した修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 資格継続、高額該当回数引継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	・被保険者(注): 県内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	①重要な変更の項目に当たるが、表記方法の修正であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 資格継続、高額該当回数引継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・当該委託事務は、国民健康保険法第113条の3第1項に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・当該委託事務は、国民健康保険法第113条の3第1項に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	・被保険者(注): 県内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	①重要な変更の項目に当たるが、表記方法の修正であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ等における期間別符号取得等事務 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	オンライン資格確認を行うため、医療保険者等向け中間サーバ等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	重要な変更に該当しない
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ等における期間別符号取得等事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	・被保険者(注): 県内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	①重要な変更の項目に当たるが、表記方法の修正であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ等における期間別符号取得等事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認に用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	重要な変更に該当しない
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ等における期間別符号取得等事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	・被保険者(注): 県内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	①重要な変更の項目に当たるが、表記方法の修正であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ等における期間別符号取得等事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>(略)</p> <p>【区役所等窓口担当課及び健康保険課における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書などの紙媒体やデータの取扱いに利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。 ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。 <p>(略)</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p>(略)</p> <p>【担当部署における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書などの紙媒体やデータの取扱いに利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。 ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。 <p>(略)</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	①重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の保管期間については法令上具体的な定めが無い。 ・給付や保険料の還付等に関する時効が5年であることから、国保加入世帯の全員の資格喪失後5年を保管期間としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の保管期間については法令上具体的な定めが無い。 ・給付や保険料の還付等の請求権に関する消滅時効が5年であることから、原則として国保加入世帯の全員の資格喪失後5年を目的にファイルを消去するものとしている。 ・被保険者等から提出される申請書等については、千葉市公文書管理規則に基づき、5年間保存する。 	事後	重要な変更該当しない
令和7年8月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>(略)</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>(略)</p>	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 国民健康保険ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) 【窓口、電話対応等からの入手】・個人番号	(略) 【本人等からの入手】 以下のいずれかの方法による本人確認を行う。 ・個人番号カードの提示 ・カード代替電磁的記録(スマホ搭載個人番号カード)の送信 ・番号確認書類(住民票の写し等)と法令により定められた身分証明書等の組み合わせの提示 ・電子情報処理組織を利用した電子証明書の送信(電子申請による入手の場合に限る) (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 国民健康保険ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略) 【窓口、電話対応等からの入手】 ・各種申請書の記載内容については法令等に定める項目としている。 (略)	(略) 【本人等からの入手】 ・各種申請書の記載内容については法令等に定める項目としている。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 国民健康保険ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	・番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 (略)	【本人等からの入手】 ・個人番号カードの提示 ・カード代替電磁的記録(スマホ搭載個人番号カード)の送信 ・番号確認書類(住民票の写し等)と法令により定められた身分証明書等の組み合わせの提示 ・電子情報処理組織を利用した電子証明書の送信(電子申請による入手の場合に限る) (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 国民健康保険ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 ・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。 (略)	【本人等からの入手】 本人確認により入手した個人番号及び基本5情報を用いて、職員が住民記録情報又は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と照合を行う。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報の保護に関する法律等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 (略)	①選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ②契約時においては、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために委託元と同等以上の措置を講じなければならない旨の他、取得の制限、目的外の利用又は第三者への提供の禁止、複写等の禁止等を定めた個人情報取扱特記事項を契約書に付記し、契約締結している。 ③委託元は、個人情報取扱特記事項に基づき、委託先がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、原則として実地に検査することとしている。(一部の委託※1を除く。※2) ※1委託事項1及び委託事項2。以下の項目も同じ。 ※2一部の委託については、必要に応じて検査を行うこととしている(次回契約又は契約更新時、変更予定。以下の項目についても同じ) (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。 ・国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限とするなどの措置を講じている。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにしてそれを報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。 ・国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。 <p>(略)</p>	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 ・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。 なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。 (略)	・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにしてそれを報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。 ・国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。 (略)	・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない(※)としており、一部の事務を除き、遵守状況を年1回以上、原則として実地に検査することとしている。 ※ 一部の事務については、第三者への提供は事前承認としているが、実際に提供された事例はない。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。 ・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。 ・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じようとして運搬を行う。 ・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。 (略)	・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。 ・「個人情報取扱特記事項」により、提供においてはその役割を果たすべき者として委託元に届け出られている者が行うものとし、提供が、契約書等で委託元が指定することにより、委託元と委託先との直接のやり取りになっていない場合は、委託先は、その提供の方法について、あらかじめ委託元に承認を得なければならないこととしている。 ・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。 ・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じようとして運搬を行う。 ・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。 ・遵守状況については、一部の事務を除き、年1回以上、原則として実地に検査することとしている。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。 ・情報の消去にあたっては、システム機器の物理破壊又は専用ソフトにより復元できないようにすることとし、職員立会いの下、あるいは職員自らが抹消措置を実施する。 (略)	・委託契約が終了した場合、委託先は直ちに委託元に返還し、又は引き渡すものとし、その他委託元の承諾を得て行った複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても委託元にその旨の報告をしなければならないとしている。 なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。 (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。	契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、主以下の内容を規定している。 ・秘密保持義務 ・個人情報の適正な管理 ・従事者への周知及び監督 ・目的外の利用又は第三者への提供の禁止 ・複写等の禁止・複写等の条件 ・再委託における条件 ・作業場所の指定等 ・資料等の返還等 ・事故発生時における報告 ・検査等の実施	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。 (略)	・契約書に付記した個人情報取扱特記事項において、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならないとしており、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同等程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合のみ例外的に認めることを定めている。 また、委託先は、再委託先に対し、年1回以上、原則実地検査をするものとする。(一部の事務を除く。) (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、実態に合わせた記載内容の修正であるため、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ② 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持送することがないよう、警備員などにより確認している。 (略)	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAPP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (略)	事後	① 重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (略)	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (略)	事後	① 重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	前項継続	-	④ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAPP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤ 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 (略)	事後	① 重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 【国保総合(国保集約)システム】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることとする)。 (略)	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ② 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAPP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAPP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 【国保総合(国保集約)システム】 ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることとする)。 (略)	事後	① 重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 (略)	(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAPP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 (略)	事後	① 重要な変更の項目に当たるが、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(略) 【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】 ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:年1回以上 ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (注)番号法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)によるもの。	(略) 【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】 ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:年1回以上 ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (注)番号法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)によるもの。	事後	①重要な変更の項目に当たりますが、法令名の記載の修正等、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、事前の提出・公表を必要としない。
令和7年8月28日	別紙4 個人情報に関する重大事故の内容等	-	直近3年間分の内容に更新	事後	重要な変更該当しない
令和7年12月15日	(別添1)事務の内容	-	区政事務センターでの事務取扱を踏まえたフロー図等の修正	事前	重要な変更に伴うもの(委託先の追加)
令和7年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	件数 6件	件数 7件	事前	重要な変更に伴うもの(委託先の追加)
令和7年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	①千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役所市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	保健福祉局医療衛生部健康保険課、 各区役所市民総合窓口課、 各市民センター、 中央区役所区政事務センター	事前	重要な変更に伴うもの(委託先の追加)
令和7年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	①千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役所市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	保健福祉局医療衛生部健康保険課、 各区役所市民総合窓口課、 各市民センター、 中央区役所区政事務センター	事前	重要な変更に伴うもの(委託先の追加)
令和7年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	-	データ入力及び被保険者の資格等に係る業務(事務センター) 以下各項目を追加	事前	重要な変更に伴うもの(委託先の追加)

(別紙1)番号法第19条第8号及び別表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		提供先における用途	提供実績の概数(例:1年間に●回)
		番号法	法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令		
1	全国健康保険協会又は健康保険組合	第19条第8号	第2条 表の2の項及び3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
2	全国健康保険協会	第19条第8号	第2条 表の6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
3	都道府県知事等	第19条第8号	第2条 表の13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
4	市町村長	第19条第8号	第2条 表の16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
5	市町村長	第19条第8号	第2条 表の19の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
6	市町村長	第19条第8号	第2条 表の27の項	予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
7	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
8	都道府県知事等	第19条第8号	第2条 表の42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
9	市町村長	第19条第8号	第2条 表の48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
10	日本私立学校振興・共済事業団	第19条第8号	第2条 表の56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
11	国家公務員共済組合	第19条第8号	第2条 表の65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
12	市町村長又は国民健康保険組合	第19条第8号	第2条 表の69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
13	地方公務員共済組合	第19条第8号	第2条 表の83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
14	市町村長	第19条第8号	第2条 表の87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
15	厚生労働大臣	第19条第8号	第2条 表の111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
16	後期高齢者医療広域連合	第19条第8号	第2条 表の115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供

(別紙1) 番号法第19条第8号及び別表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		提供先における用途	提供実績の概数(例:1年間に●回)
		番号法	法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令		
17	都道府県知事等	第19条第8号	第2条 表の125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
18	市町村長	第19条第8号	第2条 表の131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
19	独立行政法人日本学生支援機構	第19条第8号	第2条 表の141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
20	都道府県知事又は市町村長	第19条第8号	第2条 表の145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
21	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
22	都道府県知事等	第19条第8号	第2条 表の161の項	昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知に基づく外国人であって生活保護関係事務の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
23	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の164の項	平成十四年三月二十七日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
24	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の165の項	平成二十年三月三十一日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
25	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の166の項	平成三十年六月二十七日付け健発0627第一号厚生労働省健康局長通知の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
26	都道府県知事	第19条第8号	第2条 表の173の項	昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムにより随時提供

(別紙2) 番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		移転先における用途	移転方法	提供実績の概数(例:1年間に●回)
		番号法	別表の主務省令			
1	保護課、各区社会支援課	第19条第8号	第2条 表の42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内システム連携	随時
2	子ども企画課、各区子ども家庭課	第19条第8号	第2条 表の125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内システム連携	随時
3	障害者自立支援課、各区高齢障害支援課	第19条第8号	第2条 表の131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内システム連携	随時

(別紙3) 番号法第9条第2項及び条例に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		移転先における用途	移転方法	時期・頻度
		番号法	条例			
1	保護課、各区社会援 護課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保 護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	庁内システム 連携	随時
2	子ども企画課、各区こ ども家庭課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費 の助成に関する事務であって規則で定めるもの	庁内システム 連携	随時
3	障害者自立支援課、 各区高齢障害支援課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害 者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	庁内システム 連携	随時
4	子ども家庭支援課、各 区子ども家庭課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり 親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの	庁内システム 連携	随時
5	精神保健福祉課、各 区健康課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	精神障害者の入院医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	庁内システム 連携	随時
6	健康支援課、各区健 康課	第9条第2項	第3条第2項及び 別表(第3条関係)	ぜんそく等の小児指定疾病の医療費の助成に関する事務 であって規則で定めるもの	庁内システム 連携	随時

別紙4 個人情報に関する重大事故の内容等

年度	事案の内容	類型	再発防止策
R4	新型コロナウイルス感染症の療養期間証明書について市民A及び市民Bから発行依頼があったため、郵便で郵送したところ、市民Aあての封筒に市民Bの証明書も同封してしまった。	要配慮	療養期間証明書封入手順を示したマニュアル作成し、マニュアルに従って作業を行うよう周知した。 一つの封筒に対して封入する証明書を一枚とすることを徹底し、封筒の窓から見える宛名以外の証明書を封入しない。 発送前に発行者リストの件数と封筒の発送件数が一致していることを確認する。
R4	市民Aへ身体障害者手帳を送付する際、誤って封筒のあて先とは別の市民Bの手帳を封入し、送付してしまった。	要配慮	職員のための個人情報保護「バックアップ」を使い個人情報保護についての注意点を説明し特に文書の誤送付についての再発防止のポイントや情報漏洩等が発生した場合の対応について確認した。 申請書類を送付する際に、決裁者が、住所、氏名、生年月日等間違いがないか、レ点を付けながら確認する。 手帳を申請者に送付する際、身体障害者手帳・療育手帳の写しを確認しながら決裁者が住所、氏名、生年月日等間違いがないか、レ点を付け確認する。 封入作業後、封入前に職員が再度封筒の宛名と手帳、通知文の宛名を一件ずつ確認し封印を行う
R4	新型コロナウイルスに係る入院勧告書等の書類を以前入所していた施設から家族の住所として教示された住所に送付したところ、同姓同名の別人の家族の住所に誤送付してしまった。（施設から聞いた住所が誤っていた。）	要配慮	書類の送付先を確認する場合は、医療機関や施設などの関係機関に確認させる場合も含め、氏名だけでなく生年月日等複数の情報を組み合わせて検索し、同一人物のものであることの確認を徹底させる。 氏名の読み仮名が一緒でも漢字が異なっていないか確認することを徹底させる。
R4	会場運営を業務委託している新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場において、ワクチンを接種した市民のうち1人の予診表を紛失してしまった。	要配慮	予診票を紛失しない為の作業配置・予診票の保管方法を検証する 予診票を移送した直後にも市職員による枚数確認を行う
R4	A病院に送付する資料について、以前B病院に送付したExcelファイルをコピーして作成したところ、上書きしたシートとは別シートにB病院の個人情報が含まれていたことに気づかず、A病院の事務担当者あてにメールで送信してしまった。	100人以上	個人情報を含むファイルをコピーして再利用することの禁止 複数のシートがあるエクセルファイルの外部への送付をやめること
R4	保育園利用内定児童について、受入園に対して本来であれば情報提供すべきでない事項（保護者の病歴、児童の通院予定、服薬歴）について、担当者の認識不足から、電話にて伝達してしまった。	要配慮	・個人情報の取り扱いについて、上司に報告、相談をすることを徹底する。 ・個人情報の取り扱いに関する課内の研修を実施する。
R4	A病院に送付する資料（感染症患者医療費（療養費）公費負担決定通知書を発送したところ、A病院から連絡があり、本来はB病院に発送すべきものであったものを誤って送付してしまったことが判明した。	要配慮	入院先が複数にわたる場合は手入力が必要となるので、入力内容のダブルチェックを徹底する。

R5	区役所窓口で受付けた国民健康保険療養費支給申請について、本課へ送付するものの内容をチェックしている際に、当該申請者の申請の①診療報酬明細書（レセプト）、②国民健康保険療養費支給申請書27件ずつのうち、1件の①②が足りず、課内で滅失したことが判明した。	要配慮	受付時と受付後の書類の再確認の徹底。確認不足を解消するため「療養費支給申請書チェックシート」を策定し、受付時からダブルチェックの漏れがない体制や、処理事に書類の内容について細かく確認が出来るようにした。 課内で個人情報の取り扱いについて、管理職より再徹底するよう、課職員全員に向けて研修を行った。
R5	特定健診の電話による受診勧奨を委託した業者において、コールセンタシステムの運用保守業務従事者（元派遣社員）が顧客データが保管されているサーバにアクセスし、不正に約5万人の個人情報を持ち出していたことが判明した。なお、第三者に流出させていたことは判明しているが、本市の委託に係る保有個人情報であるかは不明。	100人以上	①外部へのデータ持ち出しを禁止するため、会社が許可した端末や外部記録媒体以外は、接続できないようシステム的な是正措置を講じた。 ②外部への不正な持ち出しの恐れが生じたことを速やかに検知し、対応できるよう、システム的にログのチェックがリアルタイムで実施できる運用を開始。 引き続き調査を継続し、新たな事実関係が判明した場合には、本市に逐次報告。今回の
		不正目的	
R5	児童の補装具費支給決定通知書の宛先を、誤って別居している離婚した元配偶者を記載してしまい郵送した。	要配慮	送付先と住所地在異なる場合、必ず職員二人以上で確認することを改めて確認した。特に、離婚世帯について、班内で情報共有を行い、送付先を確認するよう周知した。今回の対象者については、全事業で送付先情報について確認を行った。
R5	委託事業者が利用する外部使用しているサーバーへの、第三者による不正アクセスを受け、ランサムウェア感染被害を受けたことにより、氏名、住所等の個人情報が漏えいした。	不正目的	以下について、委託業者が実施。 ・アクセスキー管理強化 ・バケット管理の厳格化 ・アクセスキー発行及び権限変更の承認フローの変更 ・仮名加工情報についての取り扱いルールの再整備を実施 ・被害にあったストレージサービスでの健診データ連携の禁止を実施 ・各アクセスキー発行・権限に関する日々報告を実施 ・仮名加工情報についてファイル削除期間を1時間に設定変更を実施 ・システムから出力される仮名加工情報については個別パスワード設定を実施
R6	市民Aに対し、別の市民Bの障害児通所受給者証を誤って郵送した。	要配慮	封入前に複数の職員で再度封筒の宛名と決定通知書、受給者証の宛名を一件ずつ確認し封印を行おう、課内周知徹底を図った。
R6	委託契約に基づいて行われるインフルエンザ予防接種事業について、当該事業に協力する市内病院において52人分の予診票の原本が行方不明となった	要配慮	委託先である医療機関に向けて、個人情報の適切な取扱いに関する注意喚起を行った。またから個人情報の取り扱いに係る責任体制及び各職員の役割の明確化の必要性について改めて説明し、また個人情報管理責任者報告書、個人情報取扱事務従事者報告書を提出するよう指導した。同報告書は11月12日に医療機関から市へ提出された。
R6	市民A及びBあてに障害児通所給付費支給の受給者証を送付する際、AとBで互いに逆の受給者証を誤って送付した。	要配慮	複数種類の文書を封入する際は必ず相互のあて先や氏名等が同一であることを確認することはもとより、封緘前には当該職員とは別の者による再確認の徹底について、所属長から職員に口頭で再周知した。また、窓口や電話対応で作業が中断されないよう、課内における人員体制の配置の面で留意するとともに、作業自体に集中できる環境スペース等の整備を図る。

R6	市民Aの親族が、Aの承諾を得ずに委任状を作成し、区役所において千葉市からの住所転出届、印鑑登録の変更を行った。 本人がコンビニで証明書の取得を試みた際に発覚した。	不正目的	委任状の偽装その他、第三者による不正な行為によって、個人情報が漏えいした事案であるが、千葉市においては手続き上の瑕疵はなかった。そのため、現在の届出手続きを変更するなどの対応はしない。（個人情報保護委員会にも報告済み）
R6	国民健康保険料を期限までに納付しなかった市民との連絡のためにショートメールを送信する際、別市民とのメールの履歴を流用したため、当該別市民の情報（氏名、メールアドレス、国民健康保険料が滞納である可能性があること及び聴覚障害という情報）が漏えいした。	要配慮	メールを送信する際は、新たに送信する前に必ず二人で内容の確認を行うよう所属長から職員に口頭で周知すると共に、メールでも注意喚起を行った。
R6	生活保護受給者の自宅において通院希望先の病院名を記載した診療依頼書交付申請書を受け取ったが、帰庁後、診療依頼書交付申請書を紛失していることについて発覚した。	要配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員へ経緯を説明後、申請書類等個人情報の記載のあるものを個人宅訪問時には預からないことを徹底することを所属長から職員へ口頭で周知を行った。 ・所属長より改めて全職員へ個人情報の取扱いの研修を行う。個人情報が含まれている申請書類等については、個人宅訪問時には受取らないことを徹底する。申請書類等の提出については返信用封筒での提出やパソコン等の機器を持っている方については、課内メールへの提出を促すよう徹底する。
R6	本市が、がん検診を委託している協力医療機関において、本市に提出する検診票を運搬中に転倒し、その際に検診票（検診・検査結果記載のもの）の一部が風に飛ばされ紛失したものの。	要配慮	<p>検診票を運搬する際は厳重に封緘する等の対策を講じるよう個人情報の管理徹底を周知して注意喚起を行う通知を送付した。</p> <p>また当該医療機関も含め、全ての検診協力医療機関に対して、同注意喚起を行う文書を医師会よりFAXにて送付した（FAXがない医療機関については、郵送した）</p> <p>以下の取扱いについて課内にて徹底するよう周知を行った。</p>
R6	市民Bの障害福祉サービスの受給者証を誤って市民Aに送付してしまった。	要配慮	<p>①担当者は、決裁終了後、決裁内容を改めて確認し、決定通知書等を封筒に入れ発送準備を行う。</p> <p>②発送準備が終了した書類を他の職員が再度封筒の宛名と通知文の宛名を一件ずつ確認し突合できたら封入し発送する。</p>